

足立区一般廃棄物処理基本計画 (第3次)(素案)

平成26年3月

足立区

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の位置づけ	1
1 法的な位置づけ	1
2 各計画との関連	1
第3節 計画の期間	3
第4節 本計画の構成	3
第2章 足立区の地域特性	4
第1節 位置と面積	4
第2節 人口の動向	4
1 人口及び世帯数	4
2 人口構造	5
3 外国人人口の推移	6
第3節 産業の動向	7
第3章 足立区における清掃行政の動向	8
第1節 ごみ処理事業の概要	8
1 処理の流れと形態	8
第2節 ごみ排出量及びごみ質の推移	13
1 ごみ排出量の推移	13
2 ごみ質(燃やすごみ)の推移	15
第3節 資源化とごみの排出抑制の状況	16
1 資源化量の推移	16
2 資源化量及び資源化率	17
3 資源回収・資源化事業の状況	18
4 ごみ減量化や3Rに関する啓発事業	19
第4節 ごみ処理経費	20
第5節 比較評価	22
1 前回基本計画との比較	22
第6節 ごみ量の推計	23
1 ごみ排出量の予測	23
2 資源化量と資源化率の予測	24
第7節 現状における課題	25
1 発生抑制・資源化	25
2 収集・運搬	25

3 中間処理.....	26
4 最終処分.....	26
第4章 ごみ処理基本計画	27
第1節 基本理念.....	27
第2節 基本方針.....	27
第3節 計画期間における目標値.....	28
第4節 施策・事業の展開	30
1 家庭系廃棄物の減量と資源化.....	30
2 事業系一般廃棄物の減量と資源化.....	31
3 ごみの適正処理の推進.....	33
第5章 生活排水処理基本計画	35
第1節 生活排水の現状.....	35
1 生活排水の排出状況	35
2 収集・運搬状況.....	36
3 輸送及び処分.....	36
第2節 基本方針.....	36
第3節 施策・事業の展開	37
●資料編	38
1 ごみ処理事業の沿革	38

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画の目的

足立区（以下「本区」という。）では、平成12年度に東京都から23区特別区に清掃事業が移管される際、「足立区一般廃棄物処理基本計画（平成12年度～23年度）」を策定しました。その後平成18年度に、国や東京都、東京二十三区清掃一部事務組合等で廃棄物処理行政をめぐる情勢が変化したことにより、平成18年度から平成32年度までの15年間の計画期間とする「足立区一般廃棄物処理基本計画（第2次）」を策定し、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄という社会システムから、環境への負荷の少ない資源循環型社会を構築することを基本理念として、資源回収事業などのリサイクルの推進や、ごみ減量に対する意識の高揚のための3Rに関する啓発に努めてきました。

このような取組を推進してきた中で、前回基本計画策定時から7年が経過し、国において、「循環型社会形成推進基本計画」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」、「ごみ処理基本計画策定指針」等の見直しが行われています。さらには、平成20年4月から廃プラスチックのサーマルリサイクル（熱回収）の区内全域実施や、食品トレイの拠点回収の開始、集団回収や資源回収事業の強化など、本区の清掃・リサイクル事業を取り巻く状況も大きく変化しています。

今回策定する「足立区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」（以下「本計画」という。）は、上記の状況に加え、経年的に変化しているごみ処理情勢や社会経済情勢を考慮し、目標の修正及びごみの減量・資源化施策の再検討を行うものです。

第2節 計画の位置づけ

1 法的な位置づけ

この計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づく「一般廃棄物処理計画」のうち、長期的な視野に立った区における一般廃棄物処理の基本的事項を定めた計画です。

2 各計画との関連

「足立区基本構想」では、「協働で築く力強い足立区の実現」を基本理念として、「環境重視への意識改革と実践」を環境政策の目標に掲げています。具体的には、ごみの発生を抑制し環境負荷の少ない循環型社会の形成を目標としています。そのために、区民のライフスタイルそのものを転換するとともに、責任と費用分担をルール化し、市場経済にリサイクルの仕組みを組み込んでいくこととしています。また、「足立区基本計画」では、廃棄物分野に該当する施策として、「ごみの排出を抑制し、廃棄物の適正な処理を進める」などを位置づけており、指標を定め毎年指標の数値を把握し進行管理を行っています。さらに、留意すべき事項として、消費型の社会システムや生活様式を見直し、環境負荷を低減し、循環

型で持続可能な社会を構築するための取組みを、本区自らが率先して実行していくこととしています。この計画は、上位計画の基本構想や基本計画、第二次足立区環境基本計画改定版に示された目標と方針を実践していくための具体的施策を定めていきます。

また、「東京都廃棄物処理計画」や東京二十三区清掃一部事務組合の「一般廃棄物処理基本計画」など、関連する様々な計画・法律と整合を図っていきます。

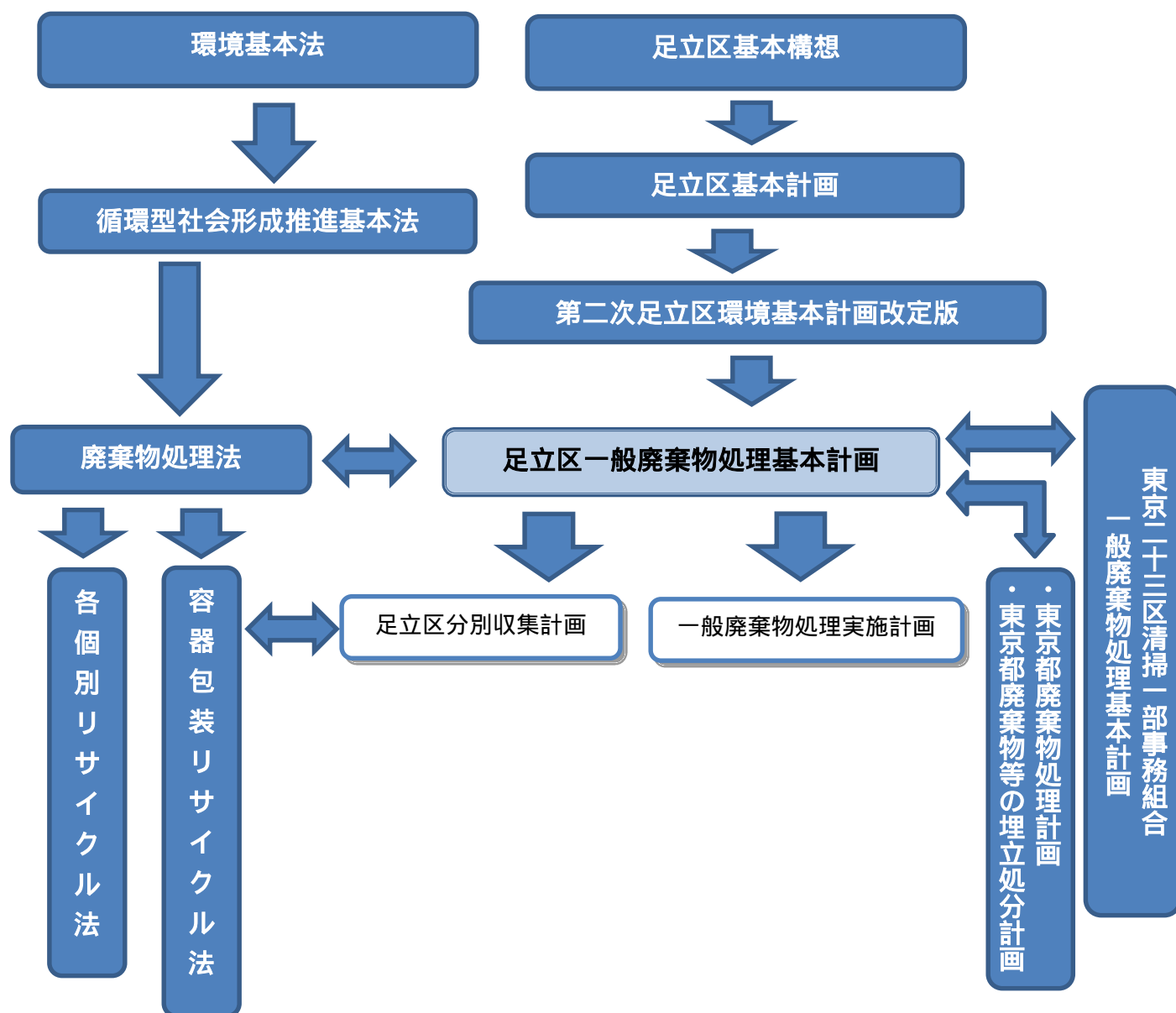


図-1 計画の位置づけ

第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とします。

なお、国の策定方針に沿って概ね 5 年毎に改定するほか、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行います。

進捗状況や達成状況については、計画（PLAN）実施（DO）評価（CHECK）改善・見直し（ACTION）のPDCAサイクルを適切かつ効果的に運用し、計画を継続的に強化・改善しながら実施していきます。

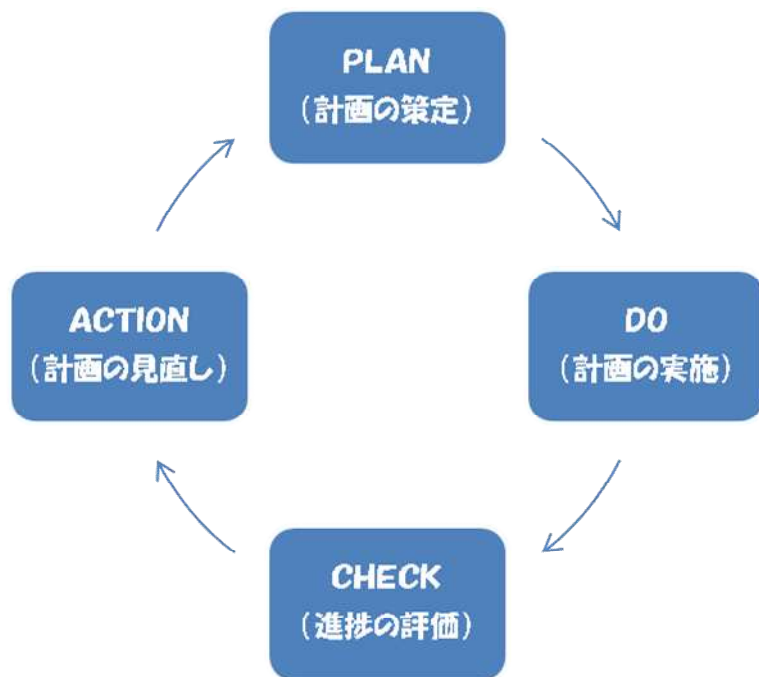


図 1-2 PDCAサイクルのイメージ図

第4節 本計画の構成

第 1 章「計画策定の趣旨」では、計画の目的や位置づけなどについて明らかにし、法的な位置づけ及び他の計画との関連を示します。

第 2 章「足立区の地域特性」では、一般廃棄物処理基本計画策定の前提となる人口動態や産業の状況について概観します。

第 3 章「足立区における清掃行政の動向」では、我が国の清掃行政や清掃事業移管の歴史と、本区の清掃事業及びリサイクル事業の現状を明らかにし、今後様々な施策を推進していくうえで考慮しなければならない課題を抽出します。また、その推進のために必要な基礎データとして、ごみの組成割合やごみ量の将来推計などを示します。

第 4 章「ごみ処理基本計画」では、本区が計画期間に実施する様々な施策を体系化し、施策の概念を示します。

第 5 章「生活排水処理基本計画」では、し尿及び生活雑排水の処理について示します。

第2章 足立区の地域特性

第1節 位置と面積

本区は、東京 23 区の最北端に位置し、東は中川をはさんで葛飾区、南は葛飾区・墨田区・荒川区、西は隅田川をはさんで北区に接し、さらに北は新芝川・毛長川・綾瀬川等を境にして、埼玉県川口市・草加市・八潮市と接しています。都心部からの距離は 10 k m 程度であるため、住宅地が区の大勢を形成しています。

地勢は、東西 11.10 k m、南北 8.79 k m で扇状の形をしています。面積は 53.20 km² で、東京都の総面積の約 2.4%、23 区の総面積の約 8.6% を占め、23 区の中では大田区・世田谷区について 3 番目に広い区です。

第2節 人口の動向

1 人口及び世帯数

本区の総人口は、平成 24 年 1 月 1 日現在、668,730 人で、東京都の総人口 (13,092,163 人) の約 5.1%、23 区の総人口 (8,549,896 人) の約 7.8% を占め、23 区の中では世田谷区・練馬区・大田区・江戸川区について 5 番目に人口が多い区です。世帯数は 306,367 世帯で、1 世帯当たりの人数は 2.11 人です。

本区は、都心部からほど近い住宅地として発展したため、昭和 60 年代から平成 20 年に至るまでほぼ 63 万人～65 万人台で推移してきました。その後、つくばエクスプレスや日暮里・舎人ライナーの開業にともないマンション等の開発が盛んになり、平成 21 年度以降人口が増加傾向にあります。(図 2-1) しかしながら、今後の人口予測では、現在をピークとして日本全体の人口減少傾向の影響を受け、緩やかに減少していくことが予測されています。

世帯総数は、近年は 30 万世帯前後で推移していますが、単身者世帯は増加傾向にあります。また、1 世帯当たりの人数が、昭和 60 年の 2.88 人から平成 24 年には 2.11 人と減少しています。(図 2-2)

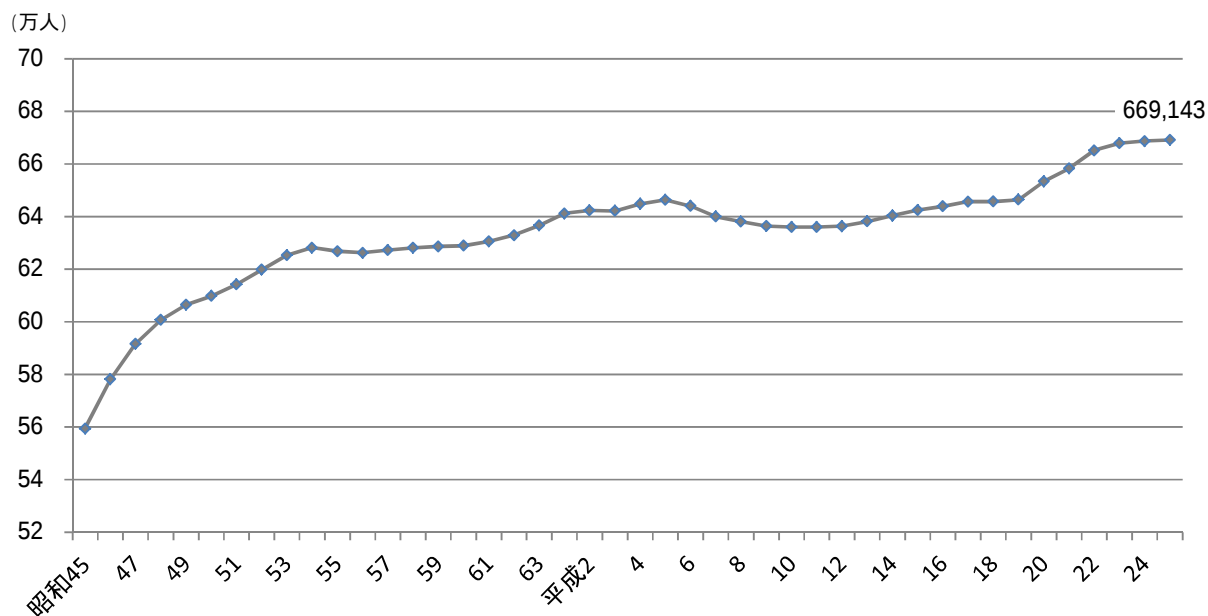


図 2-1 足立区の人口推移 (各年 1 月 1 日現在) 数字で見る足立より

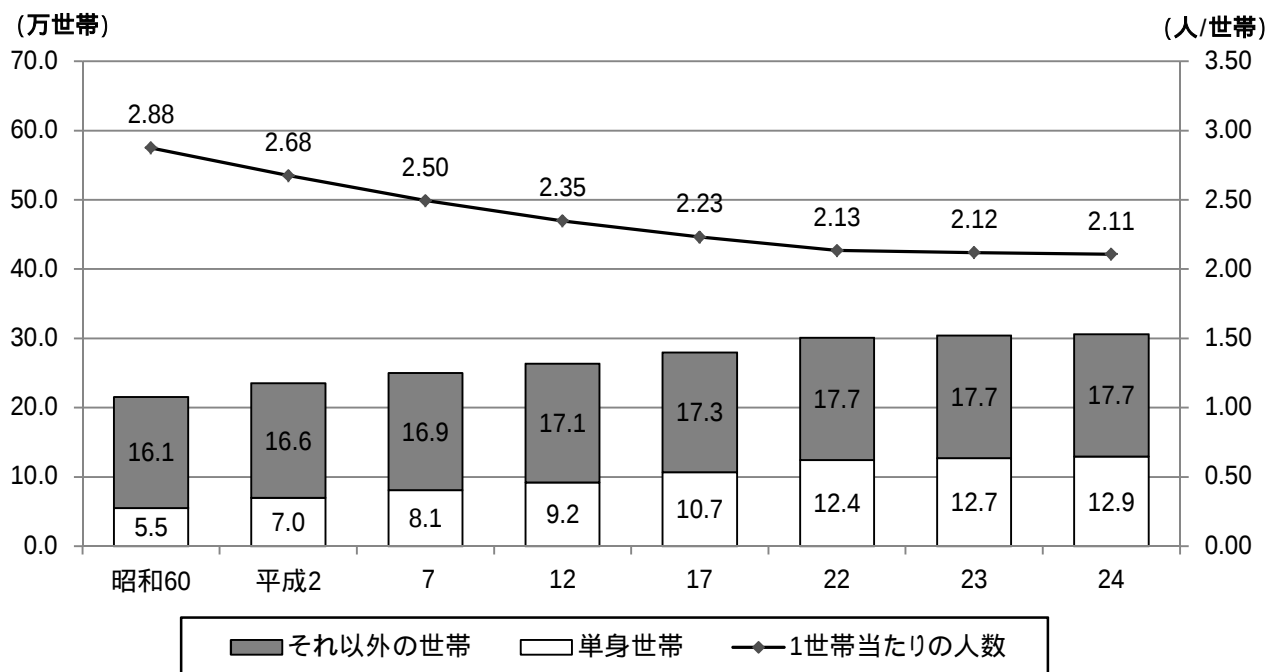


図 2-2 足立区の世帯数・1世帯当たりの人数の推移 数字で見る足立より

2 人口構造

本区の人口構造は、0～14歳の幼年人口と15～64歳生産年齢人口の構成比が平成2年から経年的に減少しているのに対し、65歳以上の高齢者人口の構成比が増加しています。このことから、高齢化が経年的に進んでいます。(図 2-3)

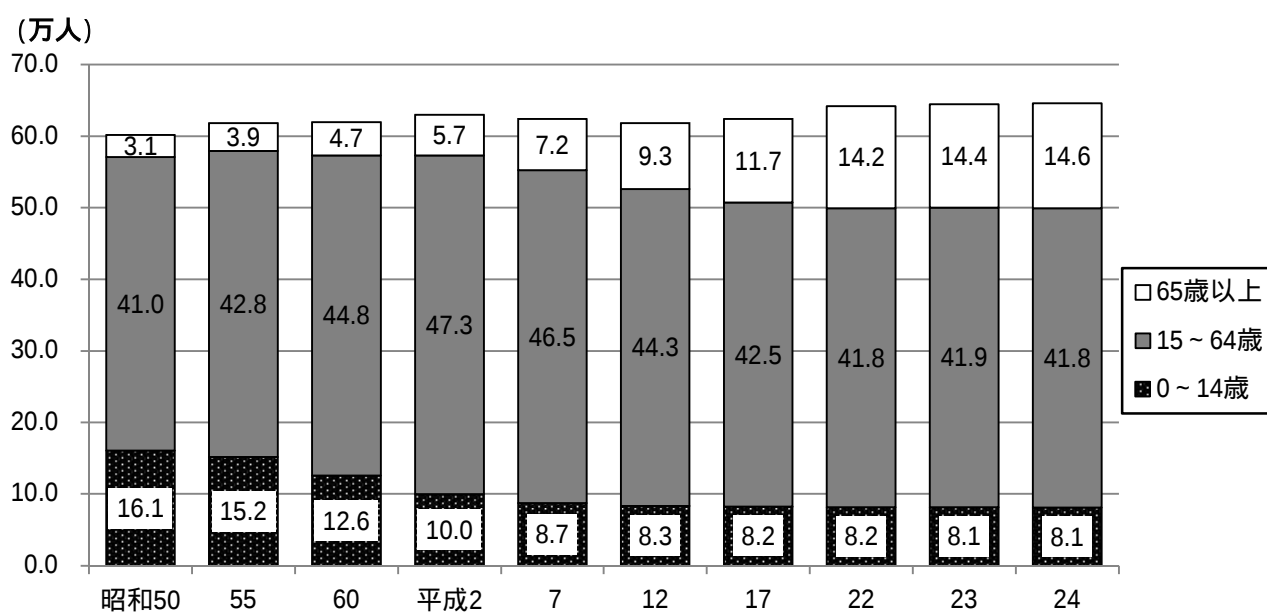


図 2-3 足立区の年齢別人口の推移 数字で見る足立より

3 外国人人口の推移

本区の外国人の人口は、平成 24 年で 23,059 人であり、平成 2 年の 12,356 人と比べて約 2 倍の増加が見られます。(図 2-4)

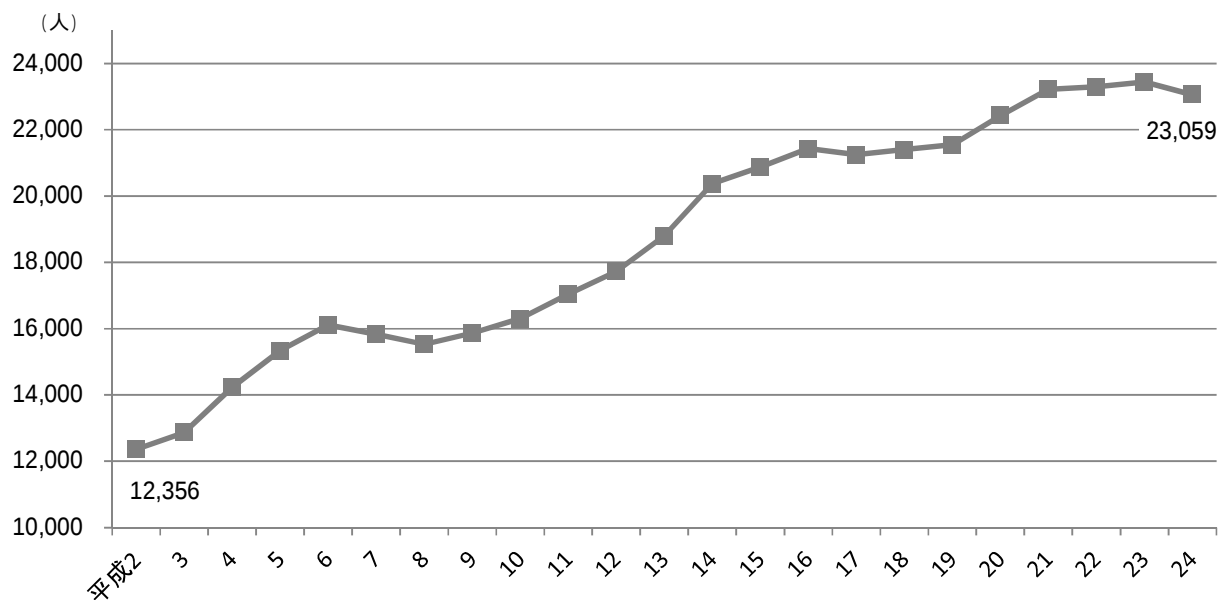


図 2-4 足立区の外国人人口の推移 数字で見る足立より

第3節 産業の動向

区内事業所数は、「平成 21 年経済センサス基礎調査」によると 28,943 事業所で、産業分類別にみると、最も多い業種が「卸売業、小売業」の 6,981 事業所(24.1%)、次いで「製造業」の 4,290 事業所(14.8%)、「宿泊業、飲食業」の 3,408 事業所(11.8%)となっています。23 区全体との比較では、「建設業」や「製造業」、「運輸業、郵便業」の業態で 4%以上上回っています。一方、「宿泊業、飲食サービス業」や「情報通信業」、「学研究、専門・技術サービス業」の業態は 2%以上下回っています。(図 2-5)

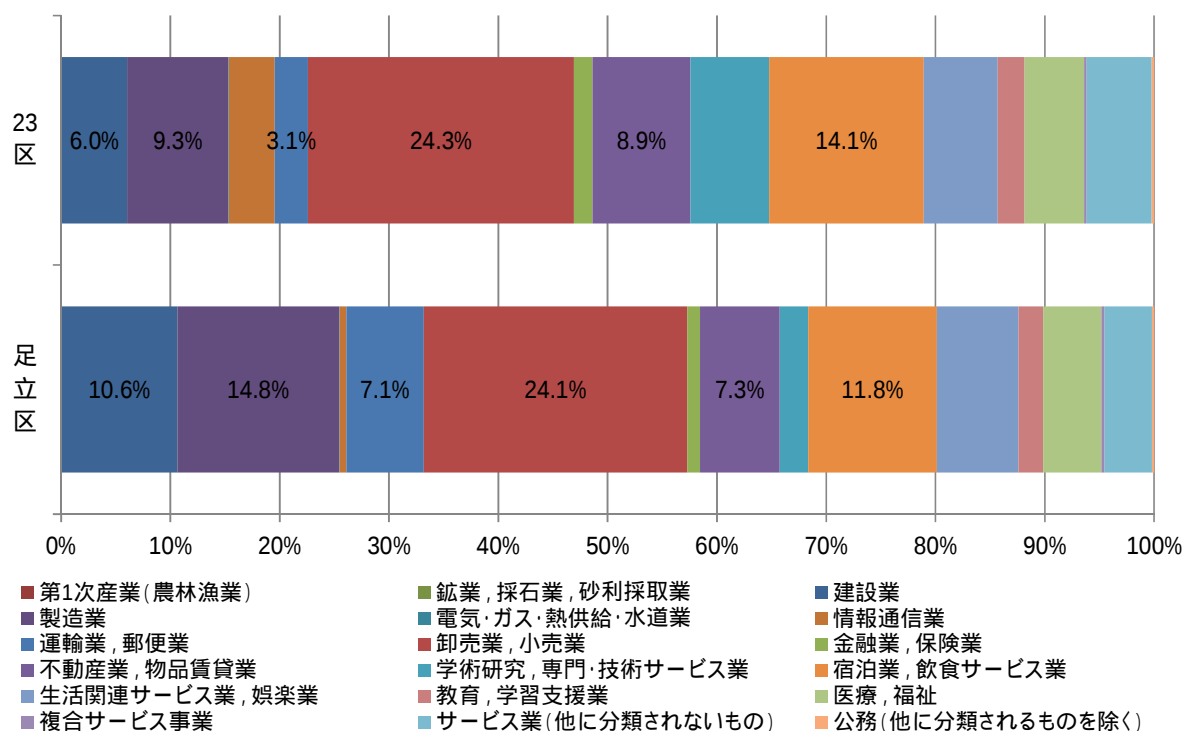


図 2-5 足立区内事業所の業態別事業所数の比率(「平成 21 年経済センサス基礎調査」)

また、事業所を従業者規模別でみると、1~4 人の小規模事業所が全体の 62.9%となっており、23 区全体の 54.8%に比べて約 8%高くなっています。(図 2-6)

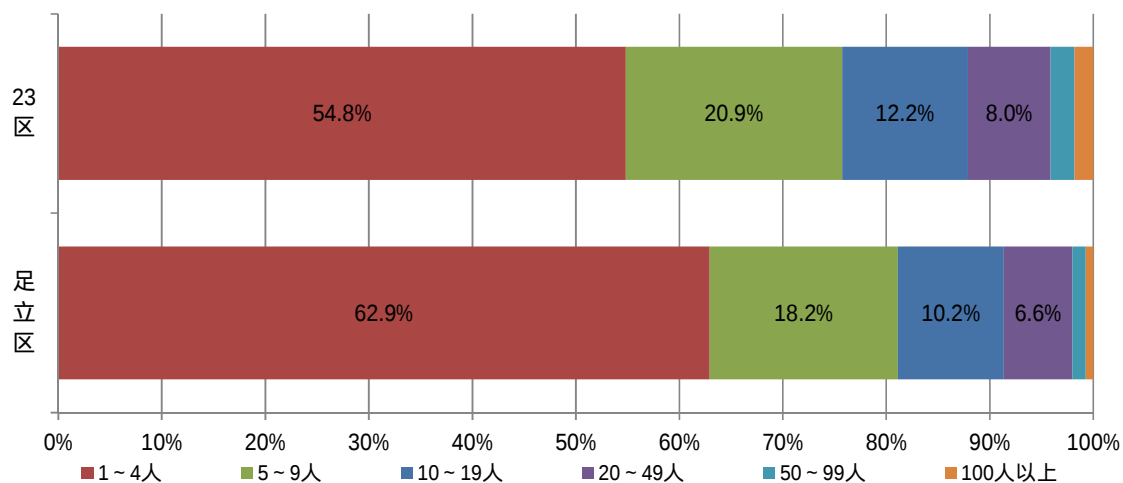


図 2-6 足立区内事業所の従業者規模別事業所数の比率(「平成 21 年経済センサス基礎調査」)

第3章 足立区における清掃行政の動向

第1節 ごみ処理事業の概要

1 処理の流れと形態

(1) ごみの処理の流れ

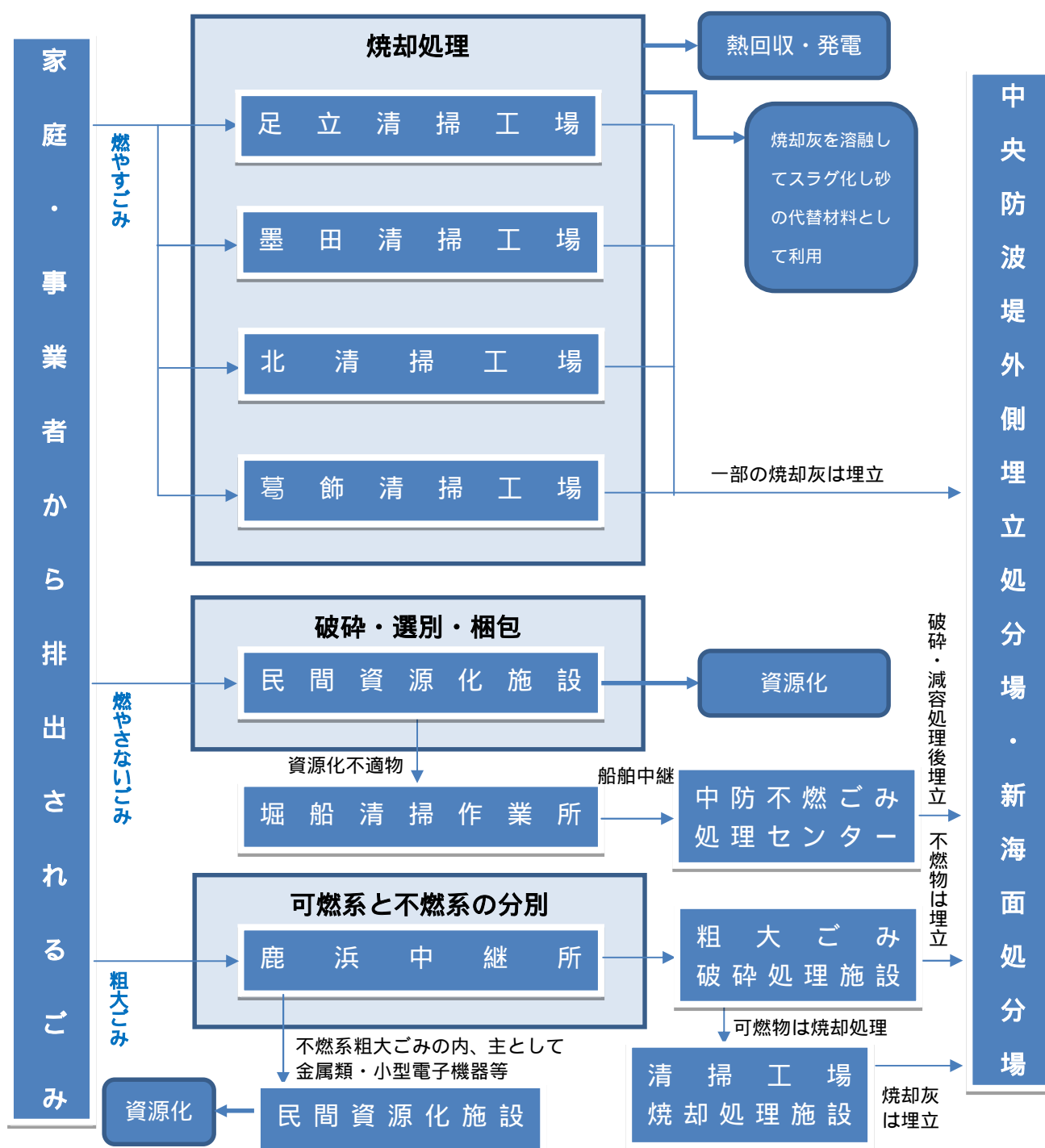


図 3-1 ごみ処理の流れと形態（平成 25 年度現在）

(2)ごみの収集・運搬の状況

収集基準

家庭ごみと小規模事業者（常時使用する従業員の数が20人以下及び日量50kg未満を排出する事業者）の排出する事業系ごみ（商店・飲食店など事業活動によって生じたごみ）は、有料ごみ処理券を貼付のうえ資源回収場所・ごみ集積所から収集されています。

分別区分

本区におけるごみの分別区分は、表3-2に示すとおりです。

ごみの排出方法は、ポリバケツなどのごみ容器による排出が原則ですが、共働きや単身者等でごみ容器による排出が困難な世帯では、燃やすごみと燃やさないごみについては中身の見える透明度の高い袋で排出することもできます。また、資源については、品目により排出方法が異なります。

なお、表3-3に示すような有害性のあるもの、危険性のあるもの、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品目などは、区での収集はおこなっていません。

表3-2 現行のごみ分別区分

区分	収集回数	排出方法	品目
燃やすごみ （家庭系） （事業系）	週3回	容器排出が原則 （中身が見える袋でも可能）	生ごみ、紙くず、衣類・布、プラスチック、食用油、紙おむつ、少量の枝・葉、ゴム・皮革類など（可燃物と不燃物の複合製品で、可燃性の割合が高いもの）
燃やさないごみ （家庭系） （事業系）	月2回	容器排出が原則 （中身が見える袋でも可能）	ガラス・陶磁器類、金属類、小型電化製品など（可燃物と不燃物の複合製品で、不燃物の割合が高いもの）
資源 （家庭系） （事業系）	週1回	古紙は品目別にひもで束ねる。 びん・缶は原則としてコンテナに入れる。 ペットボトルは原則としてネット袋、コンテナに入れる。	古紙類（新聞、雑誌類、段ボール、紙パック） びん類（飲料びん、食用びん） 缶類（飲料缶、食用缶、スプレー缶、カセットボンベ） ペットボトル
粗大ごみ （家庭系）	随時 （申込制）	有料粗大ごみ処理券を貼付して玄関先等に出す。または指定の場所へ持ち込む。	家具・家電製品など耐久消費財を中心とする、おおむね30cm角以上のもの
店頭回収	週2回	コンビニ・スーパー等の店頭で回収	ペットボトル
拠点回収	週2回 （六木住区センターは週1回）	江南区民事務所、本木関原住区センター、六木住区センターの3か所専用回収ボックスへ持ち込む。	食品トレイ
あわせ産廃 （事業系）	一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて収集する。条件は、常時使用する従業員の数が20人以下及び排出日量50kg未満の事業所から排出される、廃プラスチック類（原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く）、紙くず、木くず、金属くず（廃油等が付着しているものを除く）、ガラスくず、陶磁器くず。		

表3-3 区が収集しないもの

内容	品目
危険性のあるもの 有害性のあるもの 引火性のあるもの	薬品類、金属粉末、石油類（灯油、ガソリン、シンナー、エンジンオイル（凝固剤使用も不可）など）、塗料、マッチ、花火（未使用のもの）、中身の入ったライターなど。
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品目	エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機（衣類乾燥機）
資源有効利用促進法対象品目	パソコン
処理が困難なもの	バッテリー、タイヤ、ピアノ、耐火金庫、ガスボンベ、消火器、レンガ、コンクリートブロック、石や土、オートバイ、自動車関連部品、小型焼却炉、排水溝の汚泥、動物のふん、液状のものなど

ごみ処理手数料

1日10kgを超える家庭系ごみや引越しなど一度に多量に出る臨時ごみ、粗大ごみ及び事業系ごみは、ごみ処理手数料を徴収しています。手数料は1kgにつき36.5円で、家庭系粗大ごみに関しては品目別に定められています。また、清掃工場への持込みごみの処理手数料は、1kgにつき15.5円を東京二十三区清掃一部事務組合が徴収し、直接最終処分場に運搬したときは1kgにつき9.5円を（東京都が委託して）区が徴収しています。

表 3-4 ごみ処理手数料

区分		手数料	
区で収集する場合	事業系ごみ	1kgにつき36.5円 (有料ごみ処理券を貼付し排出する場合は、10ℓまでごとに69円)	
	家庭系ごみ	1日10kgを超えるごみ	1kgにつき36.5円
		臨時ごみ	1kgにつき36.5円
自分でごみを直接処理施設へ持ち込む場合		1kgにつき15.5円 (東京二十三区清掃一部事務組合が徴収) ただし、最終処分場に運搬したときは、1kgにつき9.5円	

表 3-5 有料ごみ処理券の価格表

	券種	単位	金額	種別
事業系	特大70㌔相当	5枚1組	2,415円	軽量ごみ専用
	大 45㌔相当	10枚1組	3,100円	
	中 20㌔相当	10枚1組	1,380円	
	小 10㌔相当	10枚1組	690円	
粗大	粗大A券	1枚	200円	
	粗大B券	1枚	300円	

(3) 中間処理、最終処分の状況

中間処理

区が収集したごみおよび一般廃棄物処理業者や排出事業者が持ち込んだ一般廃棄物は、東京二十三区清掃一部事務組合で処理しています。

燃やすごみは、足立清掃工場や他区に所在する清掃工場に持ち込まれ、焼却処理されます。平成 18 年 9 月から一部地域にてモデル実施していた廃プラスチック等のサーマルリサイクル事業を、平成 20 年 4 月から区内全域で本格実施しています。これまで燃やさないごみに分類していたプラスチックやゴム・皮革類を燃やすごみとして収集し、清掃工場で焼却することにより熱エネルギーを回収して温水供給や発電等に有効利用しています。

本区にある足立清掃工場は、ダイオキシン類対策等のため、プラント更新工事を行い、平成 17 年 3 月から、日量処理能力 700 t で稼働しています。このプラントは、焼却灰の減容処理を行っているため、灰溶融施設（処理能力 130 t / 日）を備えています。（表 3-6）

燃やさないごみは、区内の民間資源化施設に搬入後、人手により選別・梱包し、材質ごとに再利用事業者に引き渡しています。手選別後の資源化不適物は、北区の堀船清掃作業所（船舶中継所）を経由し東京二十三区清掃一部事務組合が管理運営する中央防波堤埋立地内にある中防不燃ごみ処理センターで、鉄分・アルミニウムを回収し減容しています。

粗大ごみは、金属比率の高い物は鹿浜粗大中継所で選別し、民間資源化施設に運搬しています。資源化施設では、破碎等の資源化処理を行い、再資源化事業者に引渡しています。

また、それ以外の粗大ごみは、中央防波堤埋立地内にある粗大ごみ破碎処理施設にて破碎と磁選別をした後、焼却しています。

表 3-6 足立清掃工場の概要

工期	着工	平成11年12月
	しゅん工	平成17年3月
敷地面積 [平方メートル]		約37,000
建設費 [百万円]		28,035
ごみ焼却炉	炉型式	荏原HPCC型
	設計最高発熱量 [KJ / kg]	12,100
	規模 [t / 日] (基数)	700t / 24h (350t × 2)
	焼却能力 [t / 日]	700
灰溶融炉	炉型式	プラズマ式(電気式)
	規模 [t / 日] (基数)	130t (65t × 2)
	発電出力(Kw)	16,200
余熱利用	給熱	高温水
		足立区立 スイムスポーツセンターうきうき館 悠々会館 足立清掃事務所

最終処分

焼却灰や、燃やさないごみの処理残さなどは、東京都が管理運営する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場に埋め立てられています。新海面処分場は、平成 8 年 7 月に埋立免許を取得し、平成 10 年 12 月に廃棄物の埋立処分を開始しました。埋立に際しては、飛散防止のため土砂ではさむサンドイッチ工法で処分しています。害虫等の対策としては薬剤散布により対処しています。処分場の浸出水は、埋立地に設置した排水処理場で処理した後、砂町水再生センターで処理しています。

新海面処分場は東京港に残る最後の埋立処分場であるため、埋立処分量の削減が差し迫った課題となっています。

第2節 ごみ排出量及びごみ質の推移

1 ごみ排出量の推移

区のごみ排出量の推移は、図3-7に示すとおりです。

本区のごみ排出量の合計は、平成元年度をピークに平成11年度までは減少傾向が続き、平成11年度には199,561 t/年まで減少しました。その後、持込みごみの増量により平成17年度までは増加傾向となっていました。平成18年度から減少傾向が続いた結果、平成24年度は188,481 t/年のごみ排出量となりました。(図3-7)

燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみの区収集ごみ排出量の推移をみると減少傾向がみられ、本区の人口が増加傾向であることを考えると、家庭でのごみの発生・排出抑制は行われていることがわかります。

事業系一般廃棄物の持込ごみ量の推移は、景気動向の変動により大きく左右される側面がありますが、平成18年度の58,921 t/年をピークに減少傾向にあり、平成24年度は43,412 t/年となっています。

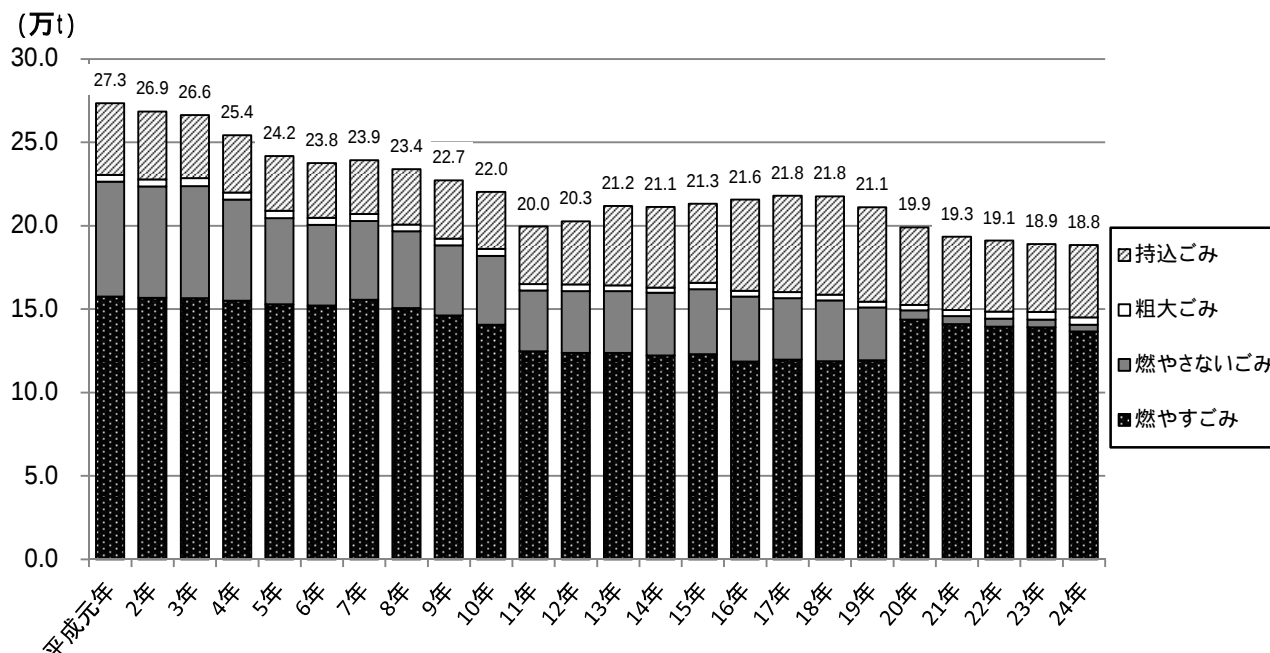


図3-7 ごみ量の推移 足立の環境より

また、事業系ごみを除いた区民1人の1日当たりの平均排出量（燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみの区収集ごみ排出量の合計）は、平成11年度以降減少し続けており、平成24年度は594.3gとなっています。一方、事業系ごみ（持込ごみ）を含めたごみ排出量は、平成11年度以降増加傾向にありましたが、平成19年度以降減少傾向にあり、平成24年度は772.2gとなっています。（図3-8）

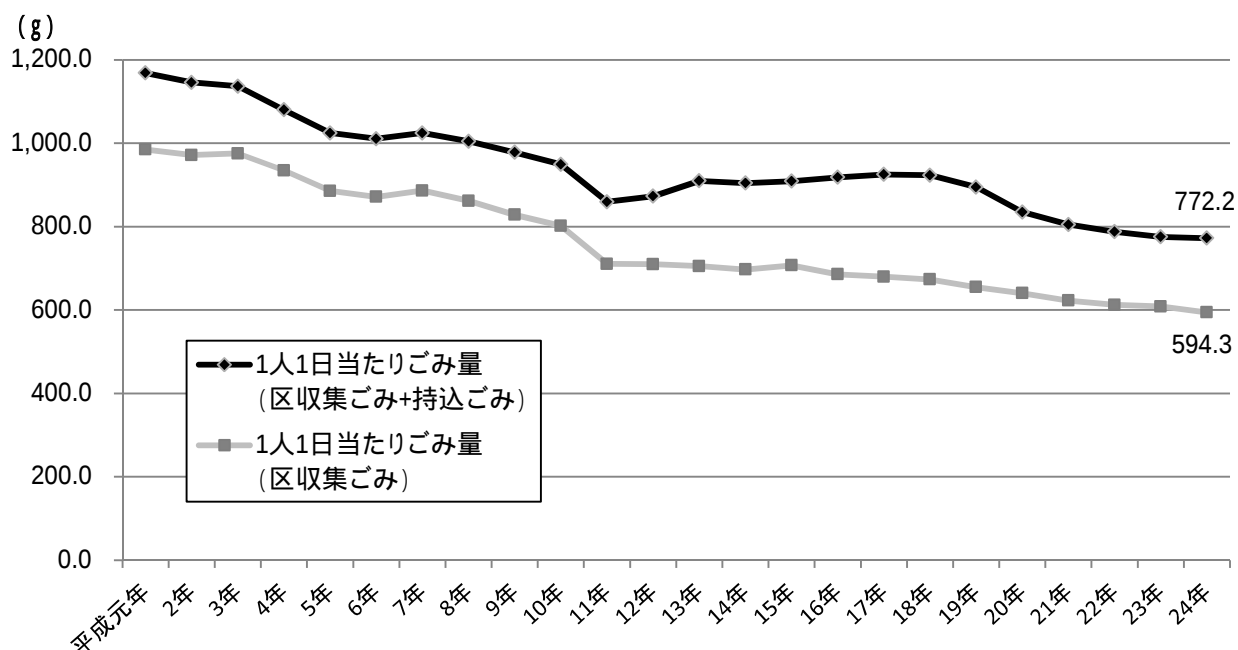


図3-8 区民1人1日当たりのごみ排出量の推移

各年1月1日現在の人口と、「足立の環境」のごみ量から算出

2 ごみ質(燃やすごみ)の推移

(1) 家庭ごみの組成

区内の家庭から出るごみの組成割合をみると、最も多いのは生ごみで全体の 33.7%となっており、次いで紙類 23.4%、プラスチック 16.0%になっています。平成 19 年度の組成と比較すると、生ごみと紙類の割合が大きく減少しており、家庭内から出る生ごみや紙類の発生抑制が行われていることが伺えます。(図 3-9)

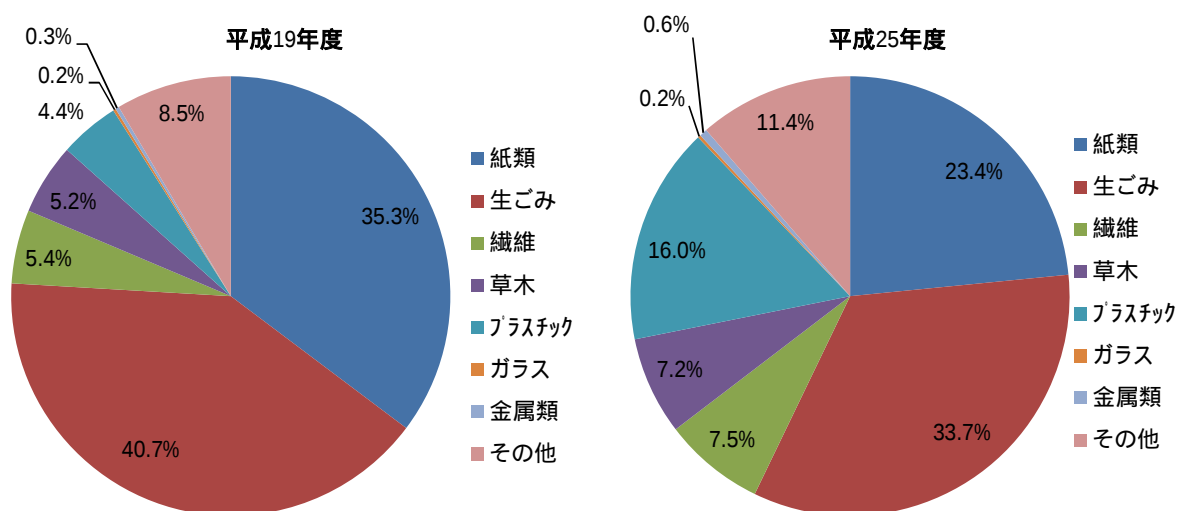


図 3-9 区内の家庭から出るごみの組成割合推移
平成 19 年度、平成 25 年度足立区一般廃棄物実態調査報告書より

(2) 事業系ごみの組成

区内の中小事業所から出るごみの組成割合をみると、家庭ごみ同様、生ごみが最も多く 40.4%となっており、次いで紙類 37.4%、プラスチック 13.6%になっています。平成 19 年度の組成と比較すると、生ごみと紙類の割合が減少し、プラスチックの割合が大きく増加しています。(図 3-10)

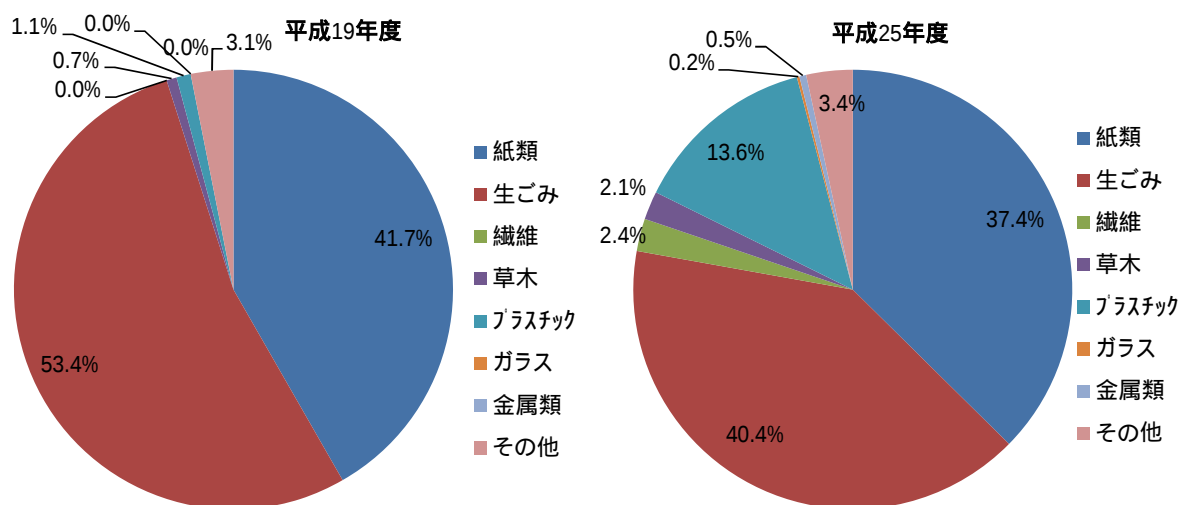


図 3-10 区内の中小事業所から出るごみの組成割合推移
平成 19 年度、平成 25 年度足立区一般廃棄物実態調査報告書より

第3節 資源化とごみの排出抑制の状況

1 資源化量の推移

本区の資源化量の推移は、図 3-11 に示すとおりです。

平成 21 年度まで資源化量は減少傾向にありましたが、平成 22 年度から燃やさないごみと粗大ごみの資源化事業が開始したことにより資源化量が大幅に増加し、平成 24 年度は 33,509 t の資源化量となっています。

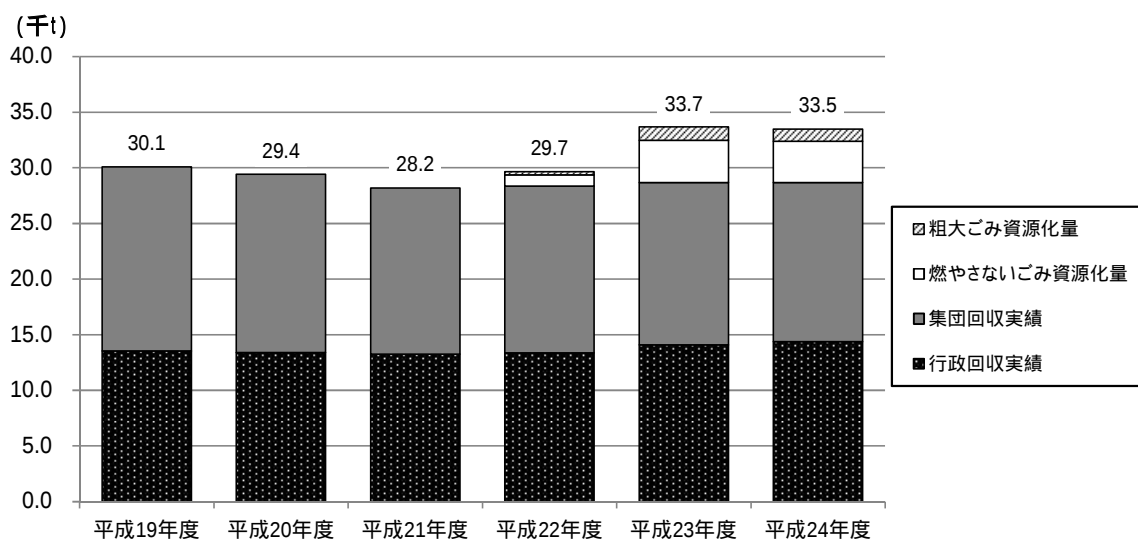


図 3-11 資源化量の推移 足立の環境より

(1) 資源ごみ行政回収の実績

本区の資源ごみ行政回収の実績は、図 3-12 に示すとおりです。

平成 22 年度までほぼ横ばいで推移していましたが、平成 23 年度以降増加傾向にあり平成 24 年度で 14,393 t となっています。

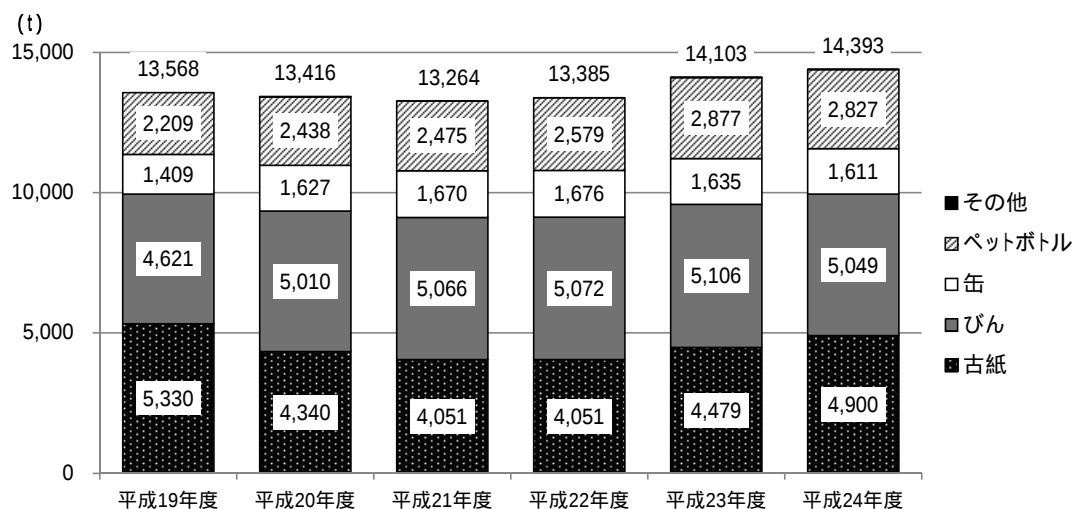


図 3-12 資源ごみ行政回収の実績 足立の環境より

(2) 資源ごみ集団回収の実績

本区の資源ごみ集団回収の実績は、図 3-13 に示すとおりです。

資源ごみ集団回収は紙類がほとんどを占めています。回収量の推移をみると、減少傾向にあり、平成 24 年度は 14,305 t となっています。

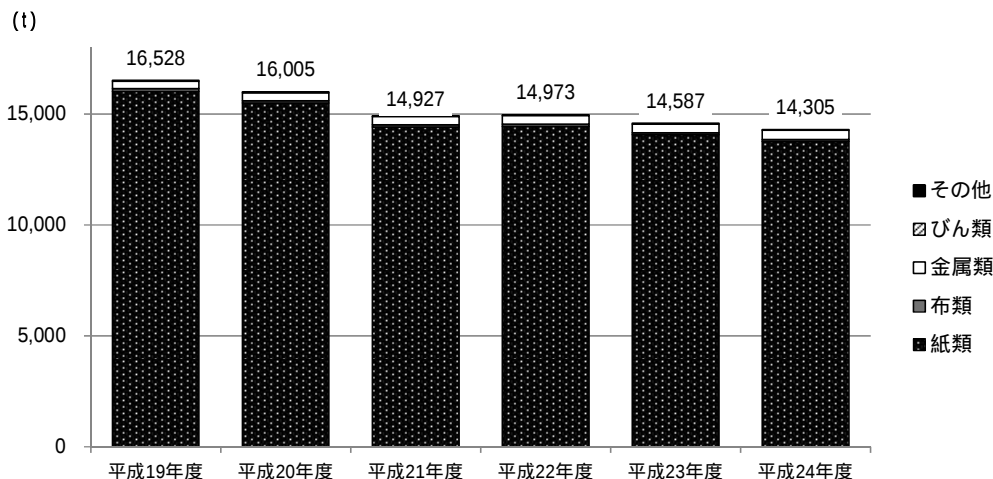


図 3-13 資源ごみ集団回収の実績 足立の環境より

2 資源化量及び資源化率

本区の資源化量及び資源化率の実績を表 3-14 に示します。

近年の本区の資源化の動向（燃やさないごみ・粗大ごみ）により、資源化量が増加し、資源化率は平成 24 年度現在 19.3%となっています。

表 3-14 資源化量及び資源化率の実績

単位：t/年

区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	備考
排出量	排出量 (A)	154,485	152,684	149,573	148,600	148,314	145,069	収集ごみ (燃やすごみ+燃やさないごみ+粗大ごみ)
	資源化事業回収量 (B)	30,096	29,421	28,191	28,358	28,690	28,697	行政回収+集団回収
	総排出量 (C)	184,581	182,105	177,764	176,958	177,004	173,766	A+B
資源化量	行政回収実績 (E)	13,568	13,416	13,264	13,385	14,103	14,393	
	古紙	5,330	4,340	4,051	4,051	4,479	4,900	
	びん	4,621	5,010	5,066	5,072	5,106	5,049	
	缶	1,409	1,627	1,670	1,676	1,635	1,611	
	ペットボトル	1,701	1,871	1,883	1,962	2,096	2,052	
	発泡スチロール	0	0	1	8	7	6	
	食品トレイ	0	0	0	0	0	0	
	ペットボトル店頭回収	226	204	189	193	193	197	
	RVM回収	282	363	403	424	588	578	
	集団回収実績 (F)	16,528	16,005	14,927	14,973	14,587	14,305	
	紙類	16,029	15,497	14,427	14,457	14,068	13,779	
	布類	128	108	100	104	96	91	
	金属類	339	372	373	387	398	414	
	びん類	32	27	26	25	25	21	
	その他	0	0	0	0	0	0	
	燃やさないごみ資源化量 (G)	0	0	0	1,028	3,776	3,707	
	金属類	0	0	0	629	1,799	1,550	
	びん・ガラス	0	0	0	206	563	557	
	蛍光灯	0	0	0	32	94	130	
	電池類	0	0	0	30	111	137	
	陶磁器類	0	0	0	0	716	733	
	その他(不燃系)	0	0	0	4	36	101	
	紙類・繊維・プラ	0	0	0	121	440	456	
	その他(可燃系)	0	0	0	6	17	43	
	粗大ごみ資源化量 (H)	0	0	0	281	1,211	1,105	
	資源化量 (I)	30,096	29,421	28,191	29,667	33,677	33,509	E+F+G+H
	資源化率 (J)	16.3%	16.2%	15.9%	16.8%	19.0%	19.3%	I/C*100

3 資源回収・資源化事業の状況

(1) 資源回収事業

本区では、平成 11 年 2 月より区内全域で週 1 回の資源回収事業を実施しています。

また、平成 20 年度から住区センターなどの公共施設 4 ヶ所で食品トレイの拠点回収を開始し、平成 22 年 2 月からは、千住常東地区で発泡スチロール（食品トレイ・カップめん容器・緩衝材）のモデル回収を開始しました。これにともない、千住あずま住区センターの食品トレイの拠点回収は終了し、現在は 3 ヶ所で拠点回収を実施しています。

なお、平成 25 年 2 月から、千住常東地区では食品トレイ（白色、有色）に特化したモデル回収に切り替えています。

(2) ペットボトルの店頭回収

東京都は、リサイクルシステムが未整備であったため、将来的に「事業者自己回収の確立」することを念頭に、緊急対策として「ペットボトルの店頭回収システム」を平成 9 年 4 月に開始しました。清掃事業移管後も資源の有効利用、ごみの減量の一つの手段として、引き続き店頭回収を実施しています。

(3) 集団回収活動支援

集団回収とは、10 世帯以上の団体で、家庭から出る資源を自主的に日時や場所を決めて回収し、業者へ引渡す地域のリサイクル活動です。

本区では、回収実施団体の登録制度を設け、相談や指導、作業補助用具等の貸付け、回収量に応じた報奨金（6 円 / k g ）の支給などを行っています。

(4) 燃やさないごみからの資源回収

平成 22 年度から、ごみの減量および資源化の推進を目的として、燃やさないごみの資源化モデル事業を開始しました。具体的には、区内一部地域の燃やさないごみを区内の民間資源化施設に搬入、人手により選別・梱包し、材質ごとに再利用事業者を引き渡すもので、モデル事業では 72.56%の資源化をすることができました。平成 23 年度からは区内全域に拡大するとともに、資源化品目に陶磁器を追加しました。

(5) 粗大ごみの資源化事業

不燃系粗大ごみの中から、主として金属類・小型電子機器類を民間資源化施設に運搬し、資源化施設で破砕等の処理を行った後、選別・梱包して材質ごとに再利用事業者を引き渡しています。

(6) ペットボトルの自動回収機による回収事業

従来の集積所回収及び店頭回収に加え、「あだちエコネット事業」の一環として、平成 18 年 7 月から自動回収機（「Reverse Vending Machine」以下「RVM」という。）によるペットボトル店頭回収を実施しています。現在までに、区内 46 店舗に RVM58 台を設置し、平成 23 年度からは、10 店舗に飲料缶の RVM を併設し、モデル事業として拠点回収を実施しています。RVM は投入されたペットボトルをチップ状に破碎するため、保管、運搬の効率が向上します。回収されたペットボトルは、国内でペットボトルへと再製品化（ボトル to ボトル）を行っています。

RVM による回収実績は、平成 18 年度の事業開始から年々増加傾向にあり、平成 22 年度には約 424 t の回収がありました、平成 23 年度以降は飲料缶のモデル回収を実施したため大幅に増加し、平成 24 年度は約 578 t の回収がありました。（図 3-15）

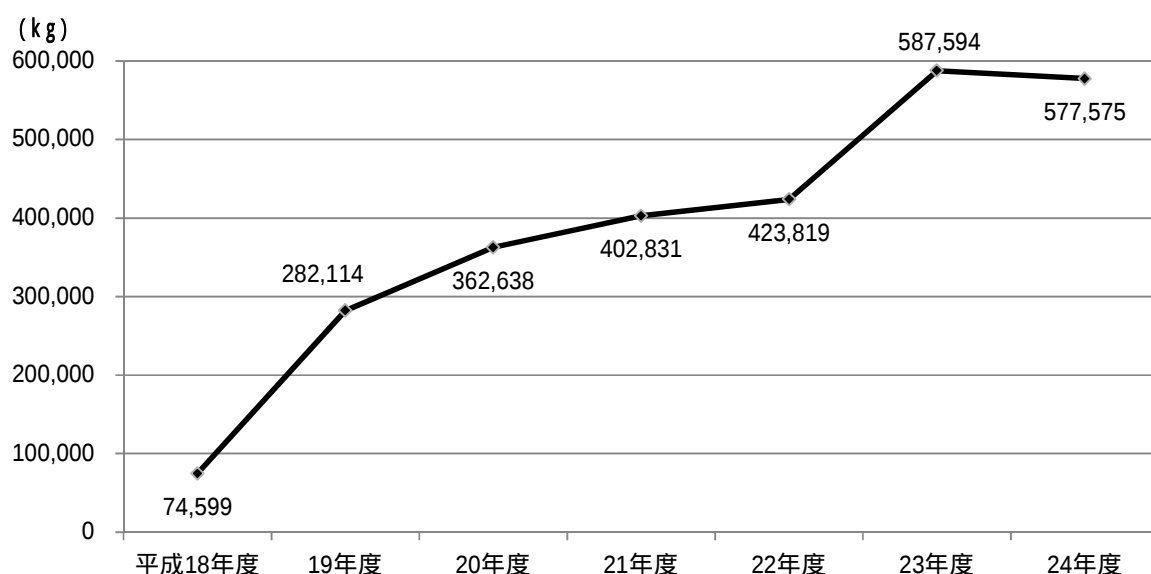


図 3-15 RVM の実績 足立の環境より

(7) 資源ごみ買取市

平成 21 年 9 月より、本区の指定する廃棄物処理事業者が、家庭から出る古紙、缶、ペットボトル、廃食用油を市況に応じて直接買い取りしています。区民が資源ごみ買取市を利用することで、資源の回収運搬経費を削減できるとともに資源の持去り対策につながります。買い取られた資源ごみは、資源化・再商品化事業者へ売却され原材料として再生されます。

4 ごみ減量化や3Rに関する啓発事業

ごみ減量に対する意識を高め実践行動を促進するため、3Rを広くアピールする環境に関する情報や学習機会を提供するとともに、各種事業を実施し区民に対する普及啓発を推進しています。

第4節 ごみ処理経費

平成 21 年度から 24 年度までの、本区のごみ処理原価とし尿処理原価の推移を図 3-16 に示します。

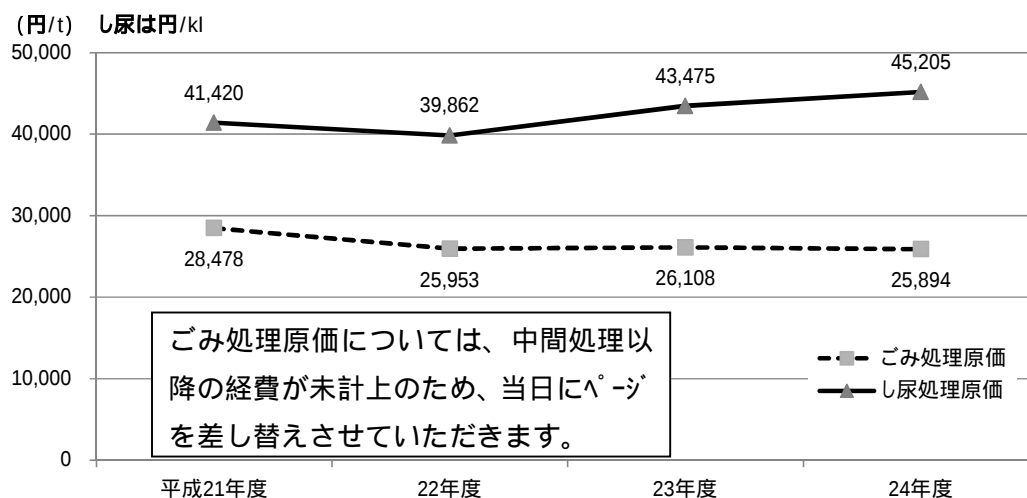


図 3-16 足立区のごみ処理（ごみ処理・し尿処理）原価の推移

平成 21 年度から 24 年度までの、本区の品目別の資源化処理原価の推移を図 3-17、18 に示します。

減少傾向にある品目は、「びん」と「古紙」となっており、増加傾向の品目は「缶」となっています。

（図 3-17）

発泡・トレイに関しては、他の品目より原価が大幅に高くなっています。平成 21 年度から 22 年度にかけて大幅に原価が減少しましたが、22 年度以降は増加傾向にあり、24 年度は 862,342 円/t となっています。（図 3-18）

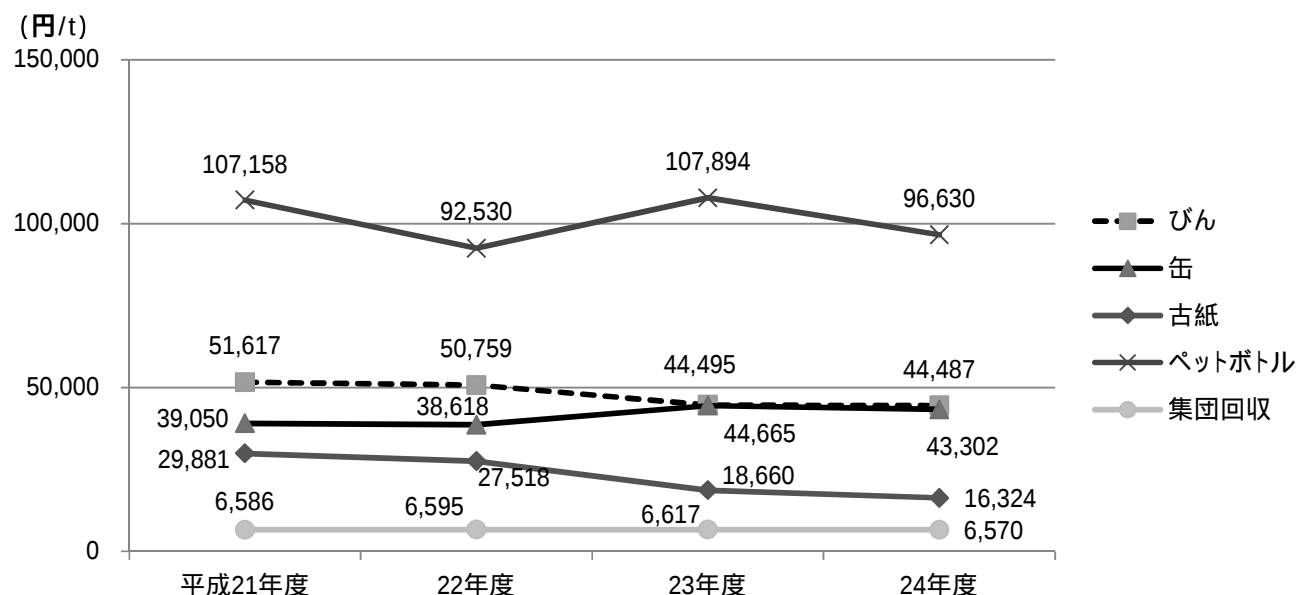


図 3-17 品目別資源化原価の推移（発泡・トレイを除く）

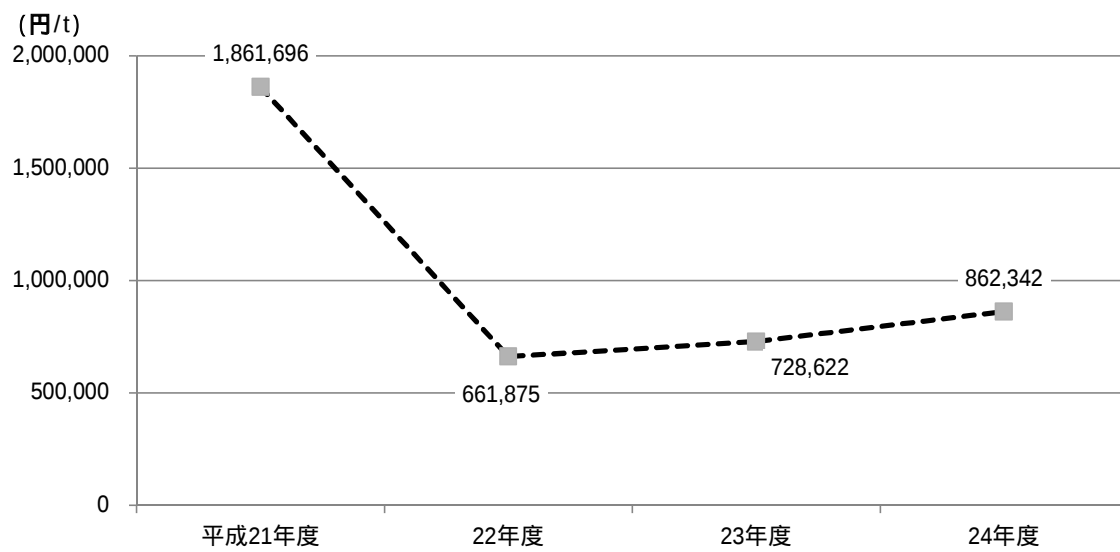


図 3-18 品目別資源化原価の推移（発泡・トレイ）

第5節 比較評価

1 前回基本計画との比較

(1) ごみ排出量の比較

ごみ排出量について、前回基本計画の予測値と実績値を比較すると図 3-19 の通りとなります。

人口は増加傾向にありますが、ごみ排出量においては予測値より実績値が下回っているため、概ね排出抑制の効果がみられることが伺えます。

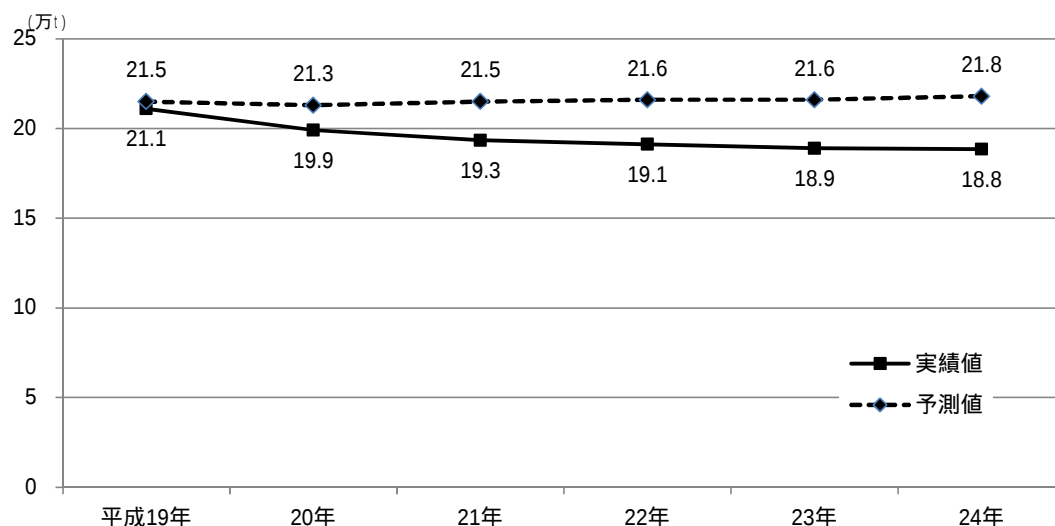


図 3-19 ごみ排出量の予測値と実績の推移

(2) 資源化量の比較

資源化量について、前回基本計画の予測値と実績値を比較すると図 3-20 の通りとなります。

行政回収・集団回収ともに、予測値より下回った結果となっており、特に集団回収において、予測値を大きく下回る実績となっています。

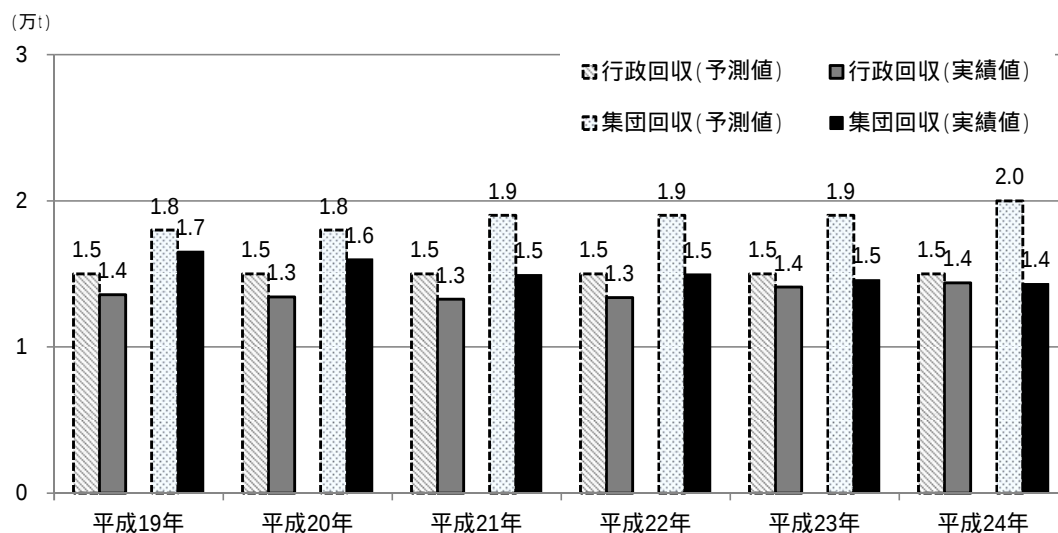


図 3-20 資源化量（行政回収と集団回収）の予測値と実績の推移

第6節 ごみ量の推計

1 ごみ排出量の予測

ごみ排出量の予測は、家庭系ごみ（区収集ごみ）と事業系ごみ（持込みごみ）に分け、家庭系ごみは1人1日平均排出量と東京都人口推計を基に、事業系ごみは就業者数を基に予測しました。今後のごみ排出量予測値は、表3-21、図3-22に示すとおりです。家庭系ごみの燃やすごみに関しては、人口の増加に伴い、平成32年度までは増加傾向となり、13.81万tまで増加することが見込まれますが、その後は減少傾向になり、平成35年度には13.71万tになると予測されます。燃やさないごみと粗大ごみに関しては、顕著な増減傾向はみられず、平成35年度においても現状と同等の排出量が見込まれます。

事業系ごみに関しては、景気の動向に影響される側面もありますが、東京都が実施している「東京都就業者数の予測」によると、本区においては就業者数の減少傾向が予測されているため、それに反映して排出量も減少していき、平成35年度には4.12万tとなると予測されます。

表3-21 足立区におけるごみ排出量予測

		単位:万t											
		平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年
区収集ごみ	燃やすごみ	13.66	13.70	13.74	13.78	13.79	13.79	13.80	13.80	13.81	13.78	13.75	13.71
	燃やさないごみ	0.41	0.41	0.41	0.41	0.41	0.41	0.41	0.41	0.41	0.41	0.41	0.41
	粗大ごみ	0.44	0.44	0.44	0.44	0.44	0.44	0.44	0.44	0.45	0.44	0.44	0.44
持込みごみ		4.34	4.34	4.33	4.33	4.30	4.27	4.25	4.22	4.19	4.17	4.15	4.12
合計		18.85	18.89	18.92	18.96	18.94	18.92	18.90	18.88	18.86	18.80	18.75	18.69

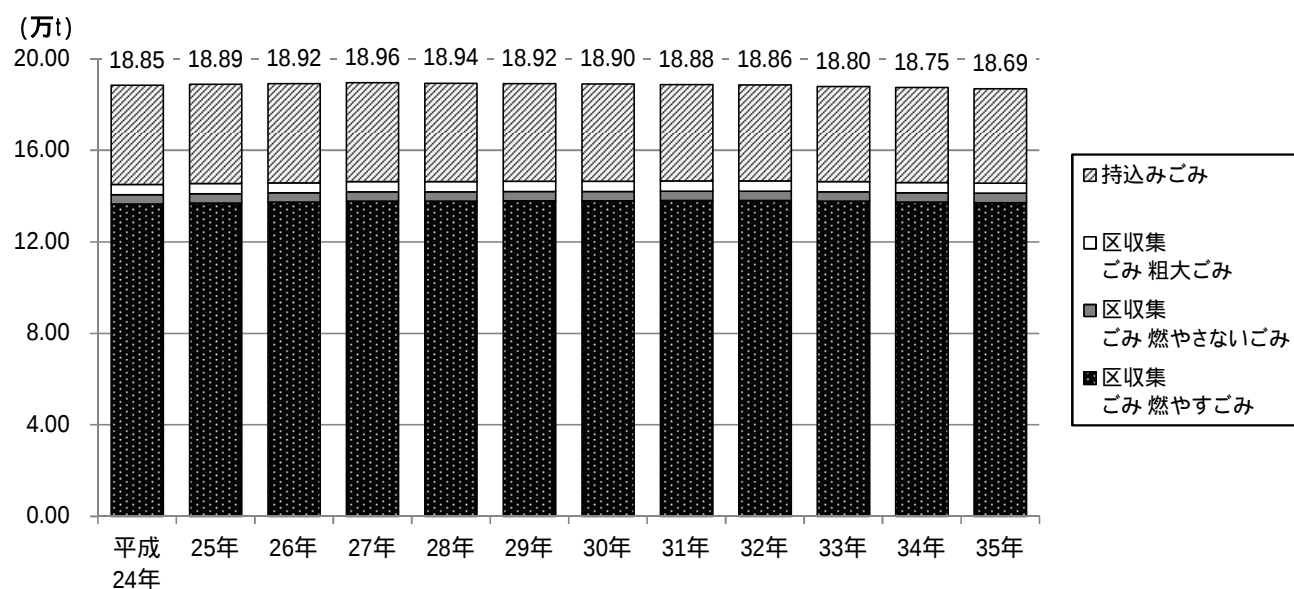


図3-22 足立区におけるごみ排出量予測

排出量予測は、平成24年度東京都男女年齢別人口予測および平成22年度東京都就業者数の予測時人口をもとに行なった。

2 資源化量と資源化率の予測

資源化量の予測は、表 3-23、図 3-24 に示すとおりです。資源化量の総計は緩やかに増加傾向となることが予測されます。また、行政回収で回収していた古紙に関しては、段階的に集団回収での回収に移行していくため、集団回収量が増加し、行政回収量は減少することが予測されます。

表 3-23 足立区における資源化量・資源化率の予測

	平成 24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年
行政回収量	14.4	13.8	13.1	12.5	11.8	11.1	10.4	9.7	9.7	9.7	9.7	9.7
集団回収量	14.3	15.1	15.8	16.6	17.4	18.1	18.8	19.6	19.6	19.6	19.6	19.6
燃やさないごみの資源化	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7
粗大ごみの資源化	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
合計	33.5	33.7	33.8	33.9	34.0	34.0	34.1	34.1	34.2	34.2	34.1	34.1
資源化率	19.3%	19.3%	19.3%	19.3%	19.4%	19.4%	19.4%	19.4%	19.4%	19.5%	19.5%	19.5%

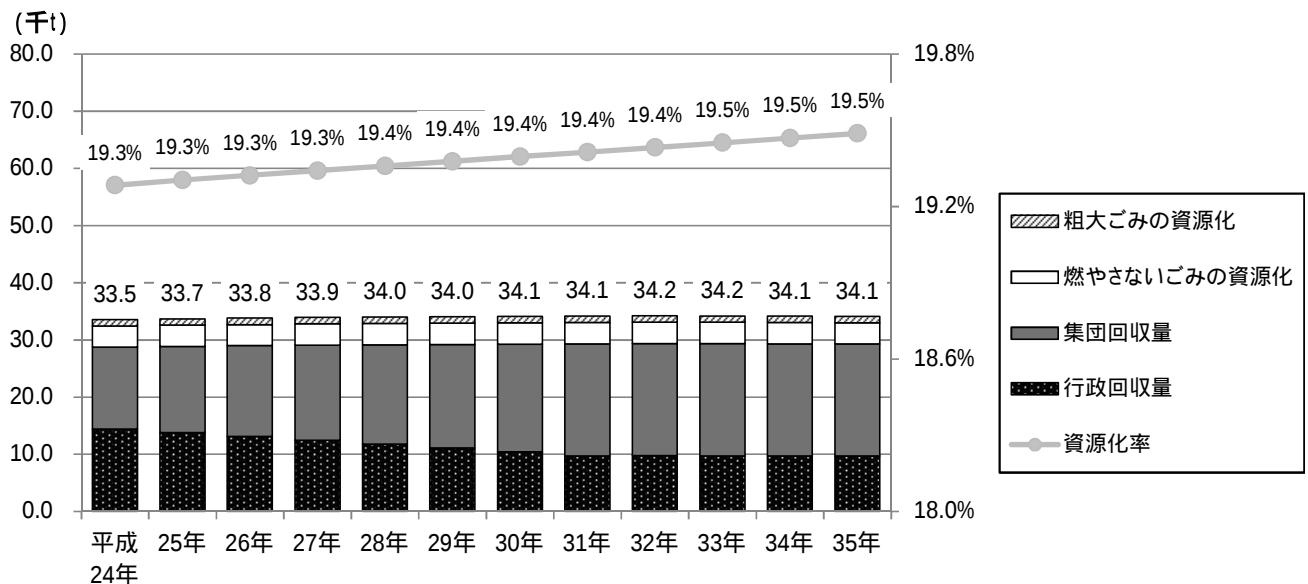


図 3-24 足立区における資源化量・資源化率の予測

第7節 現状における課題

1 発生抑制・資源化

(1) 発生抑制

本区では、これまで、区民・事業者の皆様とともに様々なごみ減量の取組みを積極的に推進してきました。その結果、ごみ総排出量は平成 18 年度以降減少傾向を示しています。

現在、家庭ごみの中の資源が約 11.0%（古紙類 9.7%、びん・缶・ペットボトル 1.3%）含まれており、事業系ごみにも資源が約 16.2%（紙類 15.4%、びん・缶・ペットボトル 0.8%）があり、分別による資源化の徹底が十分されていないことが伺えます。このため、家庭や事業者に対し啓発を促し、ごみの分別による資源化を推進させていく必要があります。

また、啓発活動に関しても、近年の高齢化や、単身世帯の増加、外国人人口の増加を踏まえ、それぞれのライフスタイルやニーズに沿った PR を実施していく必要があります。

しかしながら、ごみの分別回収や資源化を実施しても、ごみの総量の減少は見込めませんので、今後はごみの総量を減らすため、区民や事業者にとって取り組みやすいと考えられる、3R のうち最も環境にやさしい「リデュース（発生抑制）」を重点的に取り組んでいく必要があります。

(2) 資源化

本区の資源化率は、RVM の実施（H18.7）、粗大ごみの資源化事業の実施（H22.10）、燃やさないごみの資源化事業の実施（H23.4）を新たに実施したことから、増加傾向にあります。平成 24 年度は 19.3% となっており、23 区内では低い資源化率となっています。

資源化の取組みとして、粗大ごみや燃やさないごみの資源化事業など新規事業の開始と資源ごみ行政回収量の増加がありますが、集団回収の実績は、横ばい傾向にあります。

今後、区で実施している事業については、費用対効果を見ながら資源化を推進していき、区民には、積極的な集団回収の実施と、資源化に対する普及啓発を行っていく事が求められます。

2 収集・運搬

23 区全体のごみ処理経費に占める収集・運搬費用の割合は、約 1/2 にのびります。そのため、常に適正かつ効率的な収集・運搬体制の確立を目指す必要があります。現在のごみ収集・運搬体制においては、狭小路地での収集やダストホッパーを備え付けた大規模団地での収集といった収集環境やごみ種の違い等により、プレス車、平ボディー車、ダンプ車、軽小型貨物車等、様々な種類の清掃車両を使用しています。これらの清掃車両を無駄なく配車することにより、効率的な収集・運搬を進める必要があります。

また、環境への影響を考慮するため、ハイブリット車など、環境への負荷を極力抑えた車両の使用を促進するとともに、清掃車両の効率的な運行体制を構築することにより、収集時の環境負荷等を低減する必要があります。

3 中間処理

区内で発生する燃やすごみのほとんどは、足立清掃工場で焼却しています。足立清掃工場は、平成17年3月から、ダイオキシン類対策等の更新工事を行い、稼働しています。また、焼却灰を1,200以上の高温で溶融する灰溶融炉を併設し、従来埋立処分されていた焼却残さをスラグ化し有効利用するとともに、プラスチック類についても焼却処理し、発電等による効率的な熱エネルギーの回収を行っています。

今後とも、清掃工場を運営する東京二十三区清掃一部事務組合と連携して、これらの施設により資源化できるものを適切に資源化し、最終処分量の減量に繋げていく必要があります。

4 最終処分

現在、燃やすごみを焼却した後に発生する焼却灰や、資源化物を取り除いた後の燃えないごみを埋め立てている、中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場は東京港に残された最後の処分場です。われわれは、この貴重な処分場を少しでも長く使用する努力をする必要があります。そのため、埋立処分を行うごみの量の削減に努めなければなりません。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念

近年の社会情勢の急激な変化によって、区民のライフスタイルの様式も大きく様変わりするとともに、ごみの種類や処理方法も多様化し、ごみ量の増加等に伴う環境への影響など、様々な課題を抱え、一層の効率的な資源・エネルギーの利用と、ごみの発生抑制や適正な処理が求められています。

このような状況の中、本区ではごみの発生抑制と廃棄物の適正な処理を推進し、循環型社会の構築を目指すため、『従来の大量生産・大量消費・大量廃棄という社会システムから、環境への負荷の少ない資源循環型社会を構築する』を基本理念として取り組みを進めていきます。

ごみの発生を抑制し、環境負荷の少ない循環型社会を構築するには、リサイクルのみならず、リデュース（ごみを作らない）、リユース（繰り返し使う）を実践していく必要があります、区民のライフスタイルそのものの転換を目指していかなければなりません。

そこで、一人ひとりの生活様式の見直しも含めて、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動のあり方を改め、持続可能な循環型社会の形成が本区の目指す姿です。

第2節 基本方針

本区では、基本理念に掲げた循環型社会を目指すため、以下の基本方針を定め、ごみ処理に関する施策・事業を展開します。

1 3Rを基にした資源循環を進め、ごみの減量に取り組みます。

限りある資源を有効活用することを考える機会を提供するなど、循環型社会の構築へ向けた意識の形成と実践を図ります。

2 適切な分別排出の周知徹底に努め、より一層の資源化を進めていきます。

正しい分別排出の方法について、区民・事業者への周知徹底に努めるとともに、区公共施設における適正なごみの分別などをより一層推進し、資源化を進めます。

3 環境負荷を抑えた適切な廃棄物処理に取り組みます。

廃棄物の性質に応じた適正な処理を行います。

4 区民・事業者・行政の協働により資源循環に取り組みます。

区民・事業者の廃棄物処理や分別の意識を高め、協働して取り組むことで、資源化の推進と効率的な廃棄物処理につなげていきます。

第3節 計画期間における目標値

基本理念の実現に向けて、計画期間における具体的な計画目標としては、表 4-1 のとおりとします。

表 4-1 目標年度（平成 35 年度）の減量目標

項目	現状値 (平成 24 年度)		目標値 (平成 35 年度)
1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量	594.3 g / 人・日	114.3 g / 人・日の削減	480.0 g / 人・日
事業系ごみ排出量 (持込ごみ)	43.4 千 t / 年	同量	43.4 千 t / 年
資源化率	19.3%	5.7%の増加	25.0%

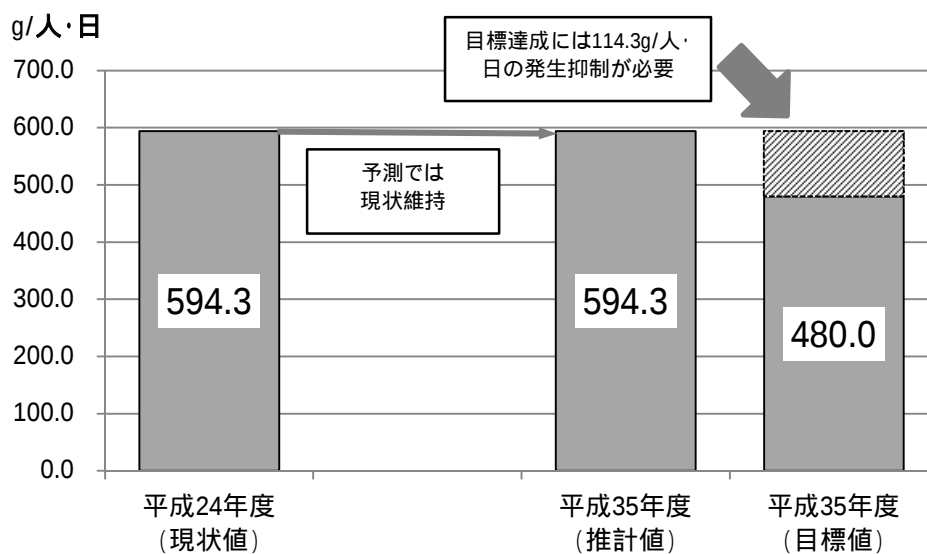


図 4-2 目標年度（平成 35 年度）の減量目標（1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量）

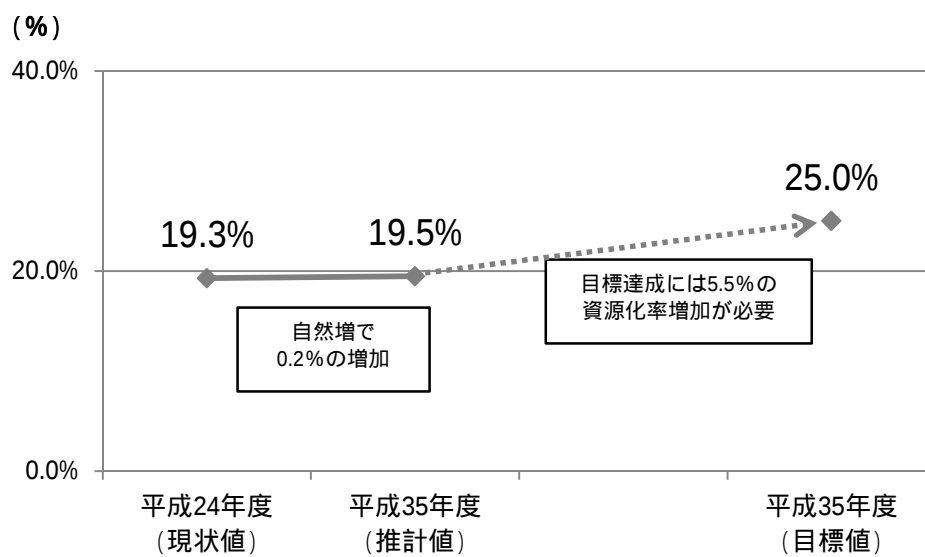


図 4-3 目標年度（平成 35 年度）の減量目標（資源化率）

第4節 施策・事業の展開

1 家庭系廃棄物の減量と資源化

(1) 普及啓発活動の推進

リサイクルやごみ問題に関する意識啓発 **継続**

ごみの減量・資源化を推進し、ごみ問題を正しく理解してもらうために、分別方法・排出ルールやごみ処理に関わる様々な情報を、積極的にわかりやすく区民に伝えます。あだち広報をはじめとするあらゆる広報媒体を利用し、広く情報提供を行うとともに、ホームページを活用して迅速できめ細かな周知を図ります。

また、地球環境フェア等の様々なイベントを通じて、リサイクルやごみに関する情報を伝えるとともに、区内資源およびごみ処理関連施設の見学会を開催し、区民と行政がともに意見を交換し合う場の提供を積極的に進めていきます。

様々なライフスタイルや多言語に応じた啓発活動 **継続**

若年層や単身世帯は、ごみの分別意識やリサイクルへの関心が比較的低い傾向にあります。若年層や単身世帯への働きかけを強くするために、ホームページやチラシによるより一層の啓発活動を実施していきます。

また、足立区には、多くの外国籍住民が在住しており、その数は年々増加しています。「資源とごみの分け方・出し方」をはじめとする冊子は、日本語以外の言語も使用し、外国籍住民のごみの分別意識を高めていきます。

ごみ施策の「見える化」の実施 **新規**

廃棄物の収集・運搬・処理には、多くの人員、機材を投入しています。ごみ収集に使用される車両の台数や使われる費用を、ホームページをはじめとする広報媒体で区民に積極的に伝えます。この「見える化」の実施により、区民にごみ収集のコストを認識していただき、更なるごみの減量化を推進していきます。

小・中学校における環境学習の充実 **継続**

ごみの減量のためには、ごみ問題に対する区民の理解と関心を高めることが重要です。子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層を対象に、あらゆる機会を通じて継続的な環境学習を区全体で推進します。特に、次代を担う子どもたちが環境に配慮した生活習慣を身に付けることは、将来に向かって循環型社会を構築するのに不可欠です。

また、小・中学校において行なっている循環型食品リサイクル事業については、生ごみ処理器の耐用年数を迎えた学校から順次撤退をしていき、今後は代わりに各学校に希望を募りペットボトルキャップを資源化する際の過程を活用した、より多くの児童・生徒が参加できる形の環境学習として拡充していきます。

(2) 集団回収事業の推進

集団回収実施団体への支援 **継続**

集団回収はごみ減量およびリサイクルの主要な取り組みの一つです。現在、町会・自治会・マンション管理組合等の団体が各地域で積極的に取り組んでいる、ごみ減量およびリサイクルの実践活動である集団回収を引き続き支援するとともに、実施団体数の拡大を図っていきます。また、古布についても、集団回収対象品目として回収量の増加を目指していきます。

集団回収活動の活性化 **新規**

平成 25 年 9 月から資源ごみ回収のうち、紙類（新聞、雑誌、段ボール、雑がみ、紙パック）について、行政による回収を停止し、町会・自治会等の団体に集団回収として回収をお任せするモデル事業を実施しています。モデル実施をする中で課題の整理や改善をし、資源持去り防止や、効率的な資源回収の実現に向けこの事業の拡大を図っていきます。

(3) 家庭でのごみ減量・資源化の推進

消費活動におけるごみ減量・資源化の取組み **継続**

区民一人ひとりが消費者として少しでも工夫することで、ごみの減量を達成することができます。例えば、買い物の際にマイバッグを持参してレジ袋をもらわない、バラ売り商品で必要な量だけ買う、詰め替えのできる商品や環境に配慮した再生品を進んで選ぶ等によりごみの減量を進める「グリーンコンシューマー」運動などがあります。区ではこれらの運動が拡大するよう必要な情報を収集提供していきます。また、家庭系廃棄物に占める割合の高い生ごみを減量するために、生ごみ処理機・コンポスト化容器に対する助成を行います。

家庭ごみと資源の分別の徹底に向けた取組み **継続**

各家庭でごみの分別を徹底することで、ごみの減量・資源化を推進していきます。例えば、燃やすごみの中には、資源化可能な紙ごみが多く混入されています。どのような紙ごみが資源化可能なのかを周知していくことで、一層の分別を進めていきます。

家庭ごみ有料化の検討 **継続**

家庭系廃棄物の減量に効果的であると考えられる家庭ごみ有料化について調査研究を進めていきます。特に、有料化の対象となるごみ種、処理手数料額、課金方法、不法投棄対策等について先進事例を調査するとともに、他区・東京二十三区清掃一部事務組合と連携して検討を進めていきます。

なお、家庭ごみ有料化の前提として、徹底的な収集運搬・処理コストの削減が必要条件となるため、その削減に引き続き取り組んでいきます。

2 事業系一般廃棄物の減量と資源化

(1) ごみの分別と再資源化の徹底

事業者責任の明確化 **継続**

現在、区が収集する事業系一般廃棄物の収集基準は、排出日量 50kg 未満としています。これ以上の

ごみを排出する事業者に対しては、自ら清掃工場等に持ち込むか、一般廃棄物処理業者に委託して運搬してもらうように指導しています。

これらの指導について、基準の見直しを含めて強化を図り、事業者の排出者責任の徹底を図ります。また、ごみ処理券の未貼付や料金不足などの不適正な排出を行う事業者に対して、取り残しなどの対策を行い、適切に貼付するよう指導を行います。

事業用大規模建築物への排出指導 継続

延床面積 3,000 m²以上の事業用大規模建築物の所有者に対して、事業系一般廃棄物の減量への計画的取り組みを促すため再利用計画書の提出を義務づけるとともに、廃棄物管理者に対する講習会を実施し、事業者がごみ減量・リサイクルに向けた取り組みを継続させるようにします。

また、延床面積 1,000 m²以上の事業用建築物について立入指導を行い、ごみの分別や減量化への取り組みについて指導・助言を行います。

これらの取り組みをさらに充実させることで、事業系一般廃棄物の減量・資源化を推進します。

優良事業者表彰制度の充実 継続

事業用大規模建築物への立入指導を通じて、ごみ減量・資源化に積極的に取り組んでいると認められた事業者を表彰します。また、表彰事業者をホームページ等で公表する等、拡充を図ります。

適正管理に向けた事業所台帳の作成 新規

足立区には、約 3 万の事業所があり、事業所規模やごみの排出量に応じ、一般廃棄物処理業者に委託する場合と行政による収集を利用する場合があります。今後は、事業者の排出者責任を明確にし、行政による収集基準の見直しをしていきます。そのためにも、各事業所の排出実態等を把握し、台帳を整備することで、事業系一般廃棄物の適正処理を促進していきます。

(2) 廃棄物処理業者・処分業者による適正処理の徹底

資源回収事業者の支援 継続

足立区は東京 23 区の中でも資源回収業者や再資源化業者等が多い区です。このような民間企業等を区の資源回収事業や集団回収活動等で積極的に活用していくことを通じて、業者の支援を進めていきます。

搬入指導の充実 継続

排出日量 50 kg を超える事業系一般廃棄物については、自ら清掃工場等に持ち込むか、一般廃棄物処理業者に委託して運搬することとしています。清掃工場等における搬入指導を徹底することにより、廃棄物の処理方法を適正にするとともに、再資源化が可能なものについては、リサイクルするよう徹底指導して、ごみ量の一層の減少を目指します。

事業者に対する意識啓発 継続

「一般廃棄物処理業の許可」の主体が再び東京二十三区清掃協議会に移りましたが、必要に応じて、

東京二十三区清掃協議会と連携をとりながら、業者への指導をきめ細やかに、かつ積極的に進めていきます。また、収集運搬業者や処理業者の研修会等を通じて意識啓発に努めていきます。

(3) 廃棄物処理手数料の見直し

事業系ごみ処理手数料の見直し **継続**

現在、清掃工場等で受入れを行っている事業系ごみの処理手数料については、清掃工場等がかかっている中間処理費用や最終処分費用、並びに民間の一般廃棄物処理施設の受入れ手数料とのバランス等を考慮し、適正な費用負担を求めていることとします。

3 ごみの適正処理の推進

(1) 適正な収集・運搬体制

分別排出指導の徹底とごみ集積所の美化 **継続**

集積所に排出される可燃ごみや不燃ごみに混入している資源物を適正排出するよう、清掃事務所によるふれあい指導を徹底することによりごみ量の減少とリサイクル率の向上に努めます。また、まちの美観を守るためのごみ出しマナーについても、ふれあい指導による助言・指導や防鳥ネットの貸出しを通じて、集積所の美化に努めていきます。

高齢者や障がい者など身体が不自由な方々への配慮 **新規**

平成 25 年 2 月から、高齢者や障がい者などのごみ出しが困難な方を対象に戸別収集を行っています。原則として要介護 3 以上の方に限りますが、これまでの実態を踏まえて収集体制の効率化や対象基準の再検討も含めて、柔軟な対応を行なっていきます。

新たな資源化品目の検討 **継続**

循環型社会を実現するためには、再生可能な資源を分別回収し、適切な手法を用いて再資源化することが必要です。そのため、新たな資源化品目について費用対効果を踏まえて検討を進めていきます。

資源の持去り対策の強化 **継続**

平成 22 年 4 月から、資源の持去り行為は「足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」により禁止されています。本区では、引続き持去り防止パトロールを行いその防止に努めるとともに、資源に GPS を設置し持去られた古紙の物流ルートを確認する等の調査を実施していきます。また、条例改正を含めより実効性のある対策について検討していきます。

効率的な収集運搬体制の確立 **継続**

ごみ処理経費の大半は収集運搬経費が占めています。ごみ量の削減を積極的に進めていくことで、収集車両の台数の減少に努め、収集運搬経費を削減します。

低公害車両の導入 **継続**

ごみ収集車両の排出するガスは、大気汚染や地球温暖化の原因となっています。そのため超低 P M

排出ディーゼル車や天然ガス自動車等の地球環境に配慮した車両の導入を進め、環境負荷の低減に努めます。

また、効率的な収集運搬体制を確立することでごみ収集車両の台数を削減し、排出ガスの総量削減と交通渋滞の緩和に寄与していきます。

第5章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水の現状

1 生活排水の排出状況

本区の下水道は概成 100%、普及率で 99%であり、下水道普及地域では、し尿を含む生活排水のほとんどが、公共下水道によって処理されています。公共下水道によらないものについては、浄化槽¹あるいはくみ取りによる処理を行っています。平成 25 年 3 月 31 日現在で、浄化槽設置基数は 839 基、くみ取り戸数は 419 戸で、年々減少傾向にあります。(表 5-1)

一方、事業活動に伴って、し尿混じりのビルピット汚泥²、事業系し尿等も排出されています。

表 5-1 区内の浄化槽設置基数及びし尿くみ取り戸数

	22 年度	23 年度	24 年度
浄化槽設置基数(基)	938	866	839
くみ取り戸数(戸)	570	475	419

表 5-2 家庭形生活排水の処理方法別人口

(単位：人)

	22 年度	23 年度	24 年度
1 計画処理区域内人口	666,450	668,814	669,097
2 公共下水道人口(注 1)	663,233	665,973	666,446
3 浄化槽人口	2,001	1,835	1,768
4 非水洗化人口(注 2) (くみ取り便所)	1,216	1,006	883

(注 1) 公共下水道人口 = 1 - (3+4)

(注 2) 基数及び戸数に各年度の 1 世帯当たりの平均人数を掛けて算出

表 5-3 くみ取りし尿、浄化槽汚泥等の排出量

(単位：kl)

	22 年度	23 年度	24 年度
くみ取りし尿	1,539	1,427	1,001
浄化槽汚泥	1,521	1,335	1,155

1 水洗トイレの汚水(し尿)と台所や風呂等の生活雑排水を、微生物の働きにより浄化処理して、下水道以外に放流するための装置。

2 地下階を有するビルやホテル等から出る汚水・雑排水を貯留する合併槽等に溜まった汚泥をビルピット汚泥といい、これにし尿が混じったものをし尿入りのビルピット汚泥といいます。

2 収集・運搬状況

家庭から排出されるし尿については、足立清掃事務所が収集しています。

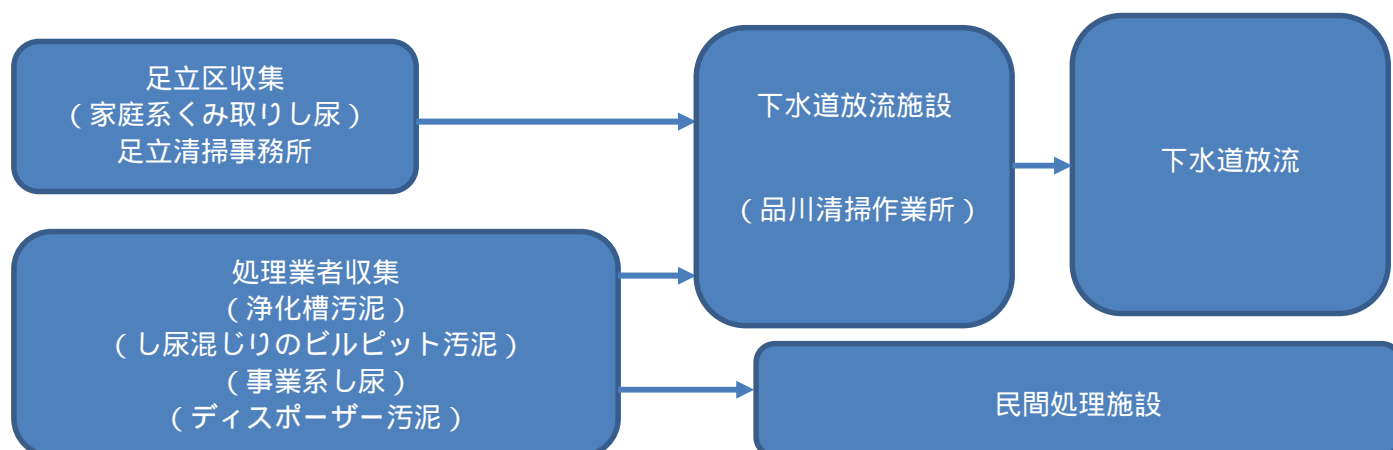
収集作業は、通常 1.7k l の小型吸上車で収集を行っています。収集回数は原則として月 2 回となっています。下水道の普及により、くみ取り世帯は年々減少しているため、点在するくみ取り世帯からし尿を収集することは非効率的な作業となっています。

なお、区の収集・運搬は、家庭形のみを対象としており、浄化槽汚泥・し尿混じりのビルピット汚泥・事業系し尿は、民間事業者が収集・運搬しています。

3 輸送及び処分

収集されたし尿及び浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥、事業系し尿の一部は、直接下水道放流施設（品川清掃作業所）に搬送され、下水道放流基準を満たす状態に処理された後に下水道に放流されています。残さは、焼却され埋め立てられています。（図 5-4）

図 5-4 足立区における家庭系生活排水の処理フロー



第2節 基本方針

本区の下水道普及率は既に 99%以上となっています。そのため、下水道の普及地域では、し尿を含む生活排水は出来る限り公共下水道によって処理することを基本方針としています。

既存する一般家庭のくみ取り便所のし尿は、基本的な住民サービスとして、区が収集・運搬し、東京二十三区清掃一部事務組合が処分を行うこととしています。区が担っている収集・運搬部門については、より効率的な体制の検討を進めます。

浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥、事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥、事業系し尿は、今後も引き続き事業者による処理体制を基本としていきます。

第3節 施策・事業の展開

1 下水道への接続の促進

下水道処理区域内の非下水道世帯については、下水道法に基づいて水洗化が義務付けられています。これに基づいて下水道への接続を促進し、くみ取り世帯の減少を図り、区民生活の衛生面の向上を目指します。目標年次には、全量を下水道で処理することを目指します。

2 し尿の収集・運搬及び処分

し尿の収集については、引き続き足立清掃事務所において実施します。くみ取り世帯の減少に伴い、効率的な収集体制の構築を目指します。

し尿の処分については、東京二十三区清掃一部事務組合が共同処理を行い、下水道放流施設を管理・運営します。

3 し尿収集の有料化の検討

下水道へ接続している世帯とし尿収集対象世帯において、行政サービスでの差が生じていることもあり、受益者負担の原則に基づいたし尿収集の有料化について検討していきます。

4 浄化槽汚泥の処理

浄化槽汚泥については、一般廃棄物処理業者により収集し、民間施設での処理を促進します。

5 事業者責任の徹底

事業活動に伴って排出されるし尿混じりのピルビット汚泥、事業系し尿は、事業者責任による収集・処理を徹底します。

6 ディスポーザー汚泥の処理

ディスポーザー汚泥については、一般廃棄物処理業者により収集し、民間施設での処理を促進します。

7 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽汚泥については、排出者責任による収集を行い、収集した浄化槽汚泥は民間事業者による処理を促進します。浄化槽の機能を維持するためには、定期的な保守点検、清掃、定期検査が行われるように、広報等を通じて区民に対して情報を発信するとともに、浄化槽保守点検業者、浄化槽清掃業者についても指導を強化します。

8 災害時の対応

災害時には、避難所に速やかに仮設トイレを設置するなど、避難した住民のトイレを確保します。また、東京都、東京二十三区清掃一部事務組合、近隣自治体あるいは災害協定を締結した民間業者などと連携し、災害時のし尿収集が遅滞なく行えるように体制を整備します。

● 資料編

1 ごみ処理事業の沿革

本区における主なごみ処理事業の沿革を表 6-1 に示します。

表 6-1 主なごみ処理事業の沿革

年月				事 項
明治	33	年	3 月	汚物清掃除法公布（4 月施行）。ごみ収集が東京市の事務になる。
昭和	4		8 月	深川塵芥処理工場竣工（ごみ焼却の開始）
	9		10	し尿汲み取り手数料徴収開始
	29		4	清掃法公布（7 月施行）
	39		3	足立清掃工場竣工（日本初の大規模連続焼却炉）
	44		4	し尿汲み取り手数料徴収廃止
			10	粗大ごみ収集開始
	45		12	廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布（46 年 9 月施行）
	49		4	集団回収実施団体に対して報奨金支給を開始
	52		9	足立清掃工場竣工（焼却炉 250t × 4 炉）
			9	全区で不燃・焼却不適ごみの分別収集実施
	54		6	粗大ごみ破碎処理施設竣工（粗大ごみからの鉄分回収開始）
	57		10	足立区でびん・缶収集作業のモデル実施開始
	62		12	不燃ごみ処理センター竣工（不燃ごみからの鉄分回収開始）
平成	元	年	7 月	東京都が再利用実践団体報奨金支給要綱制定（従量制で 1kg3 円）
	3		6	区公共施設等において乾電池の拠点回収を開始
			7	東京都が再利用実践団体報奨金支給要綱改正（従量制で 1kg6 円）
			7	粗大ごみ処理の有料化
	4		3	区公共施設等において紙パックの拠点回収を開始
			7	集団回収事業が都から区に移管
			10	資源ごみ収集事業開始（足立区・品川区の 2 区で実施）
	5		10	東京都推奨ごみ袋による排出実施
	7		6	容器包装リサイクル法公布（平成 9 年 4 月施行）
	8		12	事業系ごみの全面有料化実施
	9		4	ペットボトルの店頭回収開始（東京ルール）
			6	週 1 回の資源回収モデル事業を開始（東京ルール）
	10		6	家電リサイクル法公布（平成 13 年 4 月施行）
			7	事業系し尿等の有料化実施
	11		2	東京ルール モデル事業を、足立区全域に拡大して実施
			12	足立清掃工場プラント更新工事着工（焼却炉の更新・灰溶融炉の新設）
			12	足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例公布（平成 12 年 4 月施行）
	12		2	資源回収モデル事業、豊島区を除く 22 区全域で開始
			3	足立区一般廃棄物処理基本計画策定
			4	清掃事業が東京都から 23 特別区に移管される
			4	容器包装リサイクル法完全施行
			6	循環型社会形成推進基本法公布（平成 13 年 1 月施行）
	13		4	資源有効利用促進法完全施行
			4	家電リサイクル法完全施行
	15		5	粗大ごみ直接無料持込制度開始
	16		2	粗大ごみ直接無料持込場所を区内 2 ヲ所に拡大
			2	家庭系パソコンの直接持込リサイクル制度開始
			4	ペットボトルの分別回収モデル事業開始

年月		事 項
17	3	足立清掃工場竣工（焼却炉 350t×2 炉、灰溶融炉 65t×2 炉）
	4	ペットボトルの分別回収事業を区内全域で実施
	4	粗大ごみ日曜収集事業開始
	4	紙パックの集積所回収開始
18	1	東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画策定
	7	自動回収機（RVM）によるペットボトル店頭回収開始
	11	足立区一般廃棄物処理基本計画（第2次）策定
19	4	スプレー缶・カセットボンベの集積所回収開始
20	4	公共施設4箇所での食品トレイの拠点回収開始
	4	サーマルリサイクルの区内全域実施
21	3	粗大ごみ再活用プロジェクトの開始
	9	資源ごみ買取市を実施
22	2	発泡スチロールのモデル回収開始
	2	東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画改訂
	4	燃やさないごみの資源化モデル事業開始
	4	燃やさないごみの資源化事業を全区で開始
23	4	燃やさないごみの資源化事業を全区で開始
24	10	使用済小型電子機器等の資源化開始
25	2	食品トレイのモデル回収開始
	2	戸別訪問収集のモデル事業を開始
	9	集団回収のモデル事業を開始
	10	資源回収の古紙にGPSを設置して物流ルートを確認する調査を実施